

(案)

安芸太田町過疎地域持続的発展計画

(令和8年4月～令和13年3月)

令和8年3月

広島県山県郡安芸太田町

目 次

	頁
<u>1. 基本的な事項</u>	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	3
(4) 地域の持続的発展の基本方針	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計画期間	7
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	7
<u>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</u>	8
(1) 現況と問題点	8
(2) その対策	8
(3) 事業計画	9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	9
<u>3. 産業の振興</u>	10
(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	11
(3) 事業計画	15
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
<u>4. 地域における情報化</u>	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 事業計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
<u>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</u>	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
<u>6. 生活環境の整備</u>	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
<u>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</u>	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

<u>8. 医療の確保</u>	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
<u>9. 教育の振興</u>	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
<u>10. 集落の整備</u>	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
<u>11. 地域文化の振興等</u>	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
<u>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</u>	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
<u>13. 他の地域の持続的発展に関し必要な事項</u>	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
【一覧表】	
事業計画（令和8～令和12年度）	43

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア. 町の自然的、歴史的、社会的経済的諸条件の概要

本町は、広島県の北西に位置し、西は島根県に接している。高速道の整備により、地域の中枢都市である広島市から車で約50分、島根県の浜田市から約1時間という地点にあり、山陰・山陽のほぼ中間地点にある。

総面積は341.89km²で、うち森林面積が302.10km²と町土の88.4%を占めている。

地勢的な特徴としては、標高が90mから1,346mと1,200m以上の標高差があり、急峻な地形を形成しており、河川沿いにわずかに開けた平地に集落が点在する町である。

本町には、縄文時代の石器・土器が出土した上殿遺跡や、弥生時代の竪穴住居跡が発見された京ノ本遺跡（京ノ本1号遺跡・京ノ本2号遺跡）、順正寺裏山古墳群など、多くの遺跡が発見されており、古くから人々が居住していたと思われる。

近世になると、中国山地の砂鉄と豊富な森林資源を利用した、たたら製鉄や紙すき等が盛んに行われていた。特にたたら製鉄は、中国山地一帯（広島・島根）が我が国屈指の鉄生産地帯で、本町を中心として生産された「山県鉄」は、水運で広島を経由し大阪に運ばれ、全国各地に送り出されていた。

明治時代に入るとたたら製鉄の火は消え、労働者が町を離れたため第1次の過疎化が始まった。林業は、山陽鉄道敷設工事に伴う枕木の需要、木炭の生産等から繁栄していたが、昭和30年代に入り、燃料革命による木炭生産の衰退、その後の輸入材の増加による木材価格の長期低迷、高度成長期における産業構造の変化とともに衰退し、労働者は都市部へ流出し、第2次の過疎化が始まった。

町の合併の歴史は、明治4年の廃藩置県実施後に小区制が実施され、明治22年4月1日の市町村制施行時には6か村となった。

その後、順次合併が行われ、昭和31年9月1日に合併前の加計町、筒賀村及び戸河内町の3町村になり、平成16年10月1日に3町村（加計町、筒賀村、戸河内町）が合併し、「安芸太田町」が誕生した。

イ. 過疎の状況

過疎化に歯止めをかけるため、企業誘致、中国縦貫自動車道インターチェンジの誘致、道路の整備、住宅の整備、医療の充実、教育の充実等様々な取り組みをしてきたが、どれも過疎化に歯止めをかけるだけの決定打とならないまま、人口の減少傾向は現在も続いている。昭和30年代の昭和の大合併後の町村の取り組みは、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法から令和3年4月から施行されている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく諸施策の中で、様々な社会資本の整備を行ってきた。

今後も社会資本整備が必要な分野や地域が多くあるため、市場原理に基づく民間資本による整備の促進と並行して、引き続き行政による社会資本の充実は必要不可欠である。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

合併から21年を経過したこれまでの取り組みの実績を生かし、過疎対策の原点に立ち戻り、生産年齢人口の維持及び確保を最優先の課題とし、第三次安芸太田町長期総合計画

「安芸太田町総合ビジョン」を指針としてまちづくりを推進する中で、「太田川とともに、暮らし、学び、未来に向けて一人一人が活躍するまち」を目指す将来像として、次世代や未来につながる持続可能なまちをめざしていく。

令和2年に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、働き方や生活スタイルの変容とともに、各領域において様々なデジタル技術の導入も加速している。

本町においても、行政データ、システムの標準化やクラウド利用等、ＩＣＴの利活用を推進し、行政事務の効率化、住民生活の向上を図るために、令和4年度に安芸太田町版のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画を策定し、令和7年度からの第3期では、安芸太田町総合戦略との一本化を図り、再構築した。このDXを推進することにより、労働力不足や地域活力の低下などといった人口減少・少子高齢化に伴う様々な課題解決につながる好機になると考えられる。

（2）人口及び産業の推移と動向

本町は、平成16（2004）年10月のいわゆる「平成の大合併」で3町村の合併により誕生した。合併当初8,784人であった人口は、令和元年（2019）年10月1日には5,784人と3,000人減少し、令和2（2020）年の国勢調査における本町の人口は5,740人で平成27（2015）年の6,472人から11.3%と大幅な減少となっている。高齢化率は52.1%と県内で最も高い数値となっている一方、年間出生数は令和5（2023）年で8人と初めて年間10人を割り込み、その人口減少傾向に歯止めがかからない。

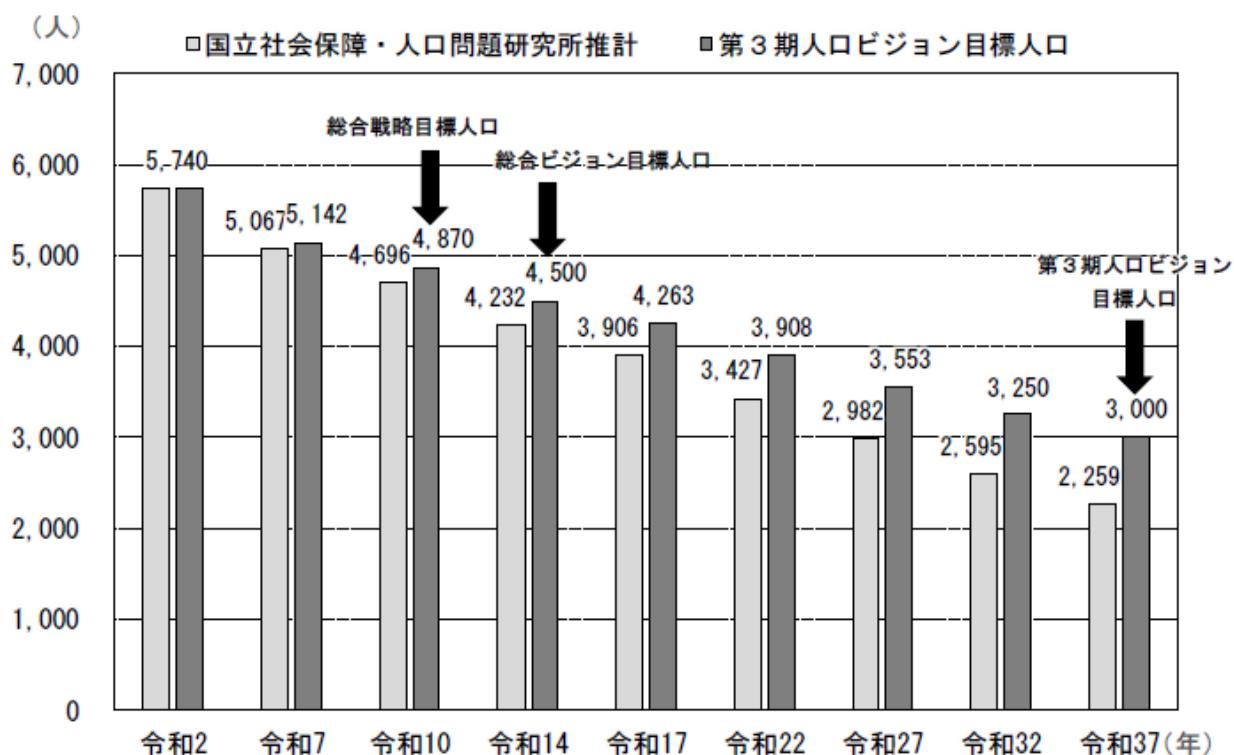
また、国勢調査（令和2年）による産業別就労人口の割合は第一次産業8.9%、第二次産業21.8%、第三次産業66.3%となっている。

表1 - 1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,784	% ▲3.1	人 10,879	% ▲7.3	人 8,238	% ▲10.3	人 6,472	% ▲21.4	人 5,740	% ▲11.3
0歳～14歳	2,129	▲15.4	1,610	▲16.5	845	▲20.0	529	▲37.4	466	▲13.5
15歳～64歳	7,966	▲2.8	6,211	▲11.7	3,881	▲14.0	2,745	▲29.3	2,283	▲16.8
うち15歳～ 29歳（a）	1,711	▲13.7	1,190	▲17.5	690	▲24.8	469	▲32.0	413	▲11.9
65歳以上（b）	2,689	8.5	3,058	10.2	3,512	▲2.7	3,179	▲9.5	2,991	▲5.9
(a)／総数 若年者比率	13.4%	—	10.9%	—	8.4%	—	7.2%	—	7.1%	—
(b)／総数 高齢者比率	21.0%	—	28.1%	—	42.6%	—	49.1%	—	52.1%	—

表1－1(2)人口の見通し

■安芸太田町人口の見通しと目標人口



(3) 行財政の状況

本町の財政状況は、大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況である。令和6年度決算数値における財政指標についても、将来負担比率が令和5年度の1.1%から0%以下へと昨年に引き続き改善しているものの、実質公債費比率は前年度から0.6ポイント悪化して13.2%に、経常収支比率については97.9%から92.8%と改善しているものの、財政力指数も引き続き県内ワーストの0.197となるなど、依然として財源的余裕や財政構造の弾力性が希薄な状況が続いている。

特に、公債費は令和6年度決算値で約13億1千3百万円となり、前年度に比べて約4千百万円増加している。この公債費の増加は、現状の起債残高における償還が落ち着く令和7年度までは続くと見込まれ、義務的かつ多大なる財政負担として、今後の起債管理が大きな課題となっている。今後も財政調整基金に頼らざるを得ない財政運営が続く中、中期財政運営方針の改定も見据え、事業の選択と集中を高めながら「持続可能な町」の実現を目指す。

表1－2 (1) 町財政の状況（地方財政状況調）

(単位：千円・%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	8,551,087	9,608,111	7,756,222	8,887,241
一般財源	6,040,464	5,965,180	5,760,902	5,899,828
国庫支出金	783,648	954,427	455,552	891,502
都道府県支出金	699,221	504,753	434,585	431,653
地方債	798,661	1,864,687	640,224	872,684
うち過疎債	264,200	1,084,400	297,500	486,700
その他の	229,093	319,064	464,959	791,574
歳出総額 B	8,176,871	9,608,111	7,487,284	8,804,469
義務的経費	3,065,711	2,688,126	2,860,335	3,219,902
投資的経費	1,170,237	2,478,596	746,413	1,006,925
うち普通建設事業	1,069,676	2,445,398	687,194	884,466
その他の	3,940,923	4,441,389	3,880,536	4,577,642
過疎対策事業費	570,705	-	-	-
歳入歳出差引額 C (A-B)	374,216	545,490	268,938	82,772
翌年度へ繰り越すべき財源 D	13,227	99,859	38,059	43,780
実質収支 C-D	360,989	445,631	230,879	38,992
財政力指数	0.234	0.207	0.202	0.197
公債費負担比率	18.0	14.9	20.2	22.3
実質公債費比率	16.3	10.8	12.6	13.2
起債制限比率	4.0	6.8	7.3	
経常収支比率	83.1	89.3	103.4	92.8
将来負担比率	140.9	81.5	62.4	0
地方債現在高	10,469,510	11,398,835	11,370,118	9,433,969

表1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率(%)	35.3	51.0	56.8	57.8	57.8	57.8
舗装率(%)	78.4	85.9	92.9	92.5	92.8	93.0
農道						
延長(m)	—	—	—	19,209	19,209	19,209
耕地1ha当たり農道延長(m)	32.1	28.0	21.9	32.7	34.3	—
林道						
延長(m)	—	—	—	194,602	204,519	198,660
林野1ha当たり林道延長(m)	6.6	13.6	16.2	6.5	6.8	—
水道普及率(%)	79.2	76.9	75.9	72.9	74.5	76.5
水洗化率(%)	4.3	9.4	38.6	69.6	82.4	84.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	10.7	16.2	23.5	27.4	23.0	16.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

安芸太田町の強みでもあり、町名の由来でもある太田川を中心とした森林や田園など四季折々の美しい自然環境を守り、その自然を活かした農林水産業や、自然を体験・体感する観光業などの産業が栄え、デジタルの力も使いながら、自然の中で学び、暮らし続けることが魅力となるまちをめざし、自立促進の基本方針を次のように設定する。

なお、以下の各施策分野の施策推進にあたっては、横断的に関連性を定め、連携し推進することにより相乗効果を図る。

① 人口減少の抑制（社会増をめざす）

持続可能な人口を維持するため、社会増減に着目し、本町の強みを伸ばす（魅力の向上）とともに弱みを改善（生活利便性の向上）することで、移住者の増加と転出者の抑制による社会増をめざす。

ア 住環境整備による暮らしやすさの向上

定住促進賃貸住宅や空き家を活用した住環境整備により、子育て世代をはじめとした移住・定住を促進する。

イ 新生「道の駅来夢とごうち」を核とした観光まちづくりの推進

「道の駅来夢とごうち」再整備事業に併せて、体験型観光等の内容を充実させ、観光客の増加をめざすとともに、産直市の活性化や地域特産品の生産・開発支援により産業の振興と雇用の促進を図る。

ウ あんしん・子育て Park あきおおたの実現

安芸太田町子ども子育て支援事業計画の基本理念である「あんしん・子育て Park あきおおた」の実現により、子ども達がのびのび育つ環境を作るだけでなく、親世代も子育てや仕事、様々な分野で活躍できる環境を作る。

エ 生活サポートの仕組みづくりによるコミュニティの維持

小規模かつ高齢化が進む集落等において、買い物やゴミ出しなどの日常生活を支援する持続可能な仕組みを検討し、住み慣れた場所で暮らし続けることができるコミュニティをめざす。

オ 太田川の自然と調和した快適な環境づくり

太田川の清流復活を目指した取組を開始し、河川氾濫等の災害に強いまちづくりにも配慮しつつ、本町の魅力向上と、住民の本町への誇りを育てる。

② 人づくりの推進

自然の豊かさや伝統文化の継承といった本町の強みを活かし、多様な価値観や能力を持った人材が、生涯を通じて活躍できる「人づくり」の町「安芸太田」をめざす。

ア 新・教育大綱の具体化と「森のようちえん」構想の推進

本町の子どもたちが、好奇心にあふれ、豊かな感性と自分で考える力を備えることができるよう、令和6（2024）年7月に策定した新たな教育大綱の内容の具体化を進める。とりわけ、森のようちえん構想の実現に取り組む。

イ 地域資源を活かした産業の担い手育成

本町の約9割を占める森林や、農地を活かした第一次産業の担い手について、積

極的に支援を行い、育成に努める。また、森林セラピーやウォーターアクティビティ、サイクリング等の新たな観光の担い手とガイド等の育成に取り組む。

ウ 広島県立加計高等学校の支援

全国から集まった加計高校に通う生徒の成長を引き続き応援する。特に、加計高校生徒のまちづくりへの主体的な参画を促し、生徒も住民も双方が成長する取組を進める。

エ いつまでも元気で暮らすための健康づくり活動の推進

「健康のまち」宣言のもと、引き続き関係機関と連携し、ウォーキング事業などの健康づくりや運動習慣づくりを目的とした事業を進め、全ての世代の健康寿命の延伸をめざす。

③ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタル技術を積極的に取り入れることにより、地理的条件の不利や人手不足を克服し、様々なサービスをより高い水準で提供できる、中山間地域のモデル地区をめざす。

ア morica（もりか）の活用推進

地域通貨「morica」の更なる利用を促進し、地域経済を活性化させる。また、住民の利便性向上のため、morica アプリを活用した情報発信や機能を強化するとともに、普及拡大に取り組む。

イ 公共交通の利便性向上と持続可能性の確保

デマンド交通システム「もりカー」の効率的な運行の実施と、町内バスを含めた最適な公共交通網を継続的に検討する。また、持続可能な公共交通網を実現するために、自動運転等の先端技術の導入についても検討する。

ウ I C T 活用による「学び」の充実

G I G A スクール構想に基づき、継続した I C T 環境の拡充による教育活動を推進する。また、スマホ教室、パソコン教室等を実施し、全ての住民がデジタル機器やインターネット上の情報を正しく安全に扱えるまちをめざす。

これらの基本方針を基底に据え、「第三次安芸太田町長期総合計画」及び「第3期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を着実に実施する。また行政、事業者、産業団体、地域コミュニティなど地域全体で協働し、それぞれの役割を担うことでこれらの対策を推進し、安全・安心な暮らしの確保と持続可能なまちづくりをすすめる。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

- ・令和6年度に制定した安芸太田町人口ビジョンにおいて令和37年の人口規模を3,000人と設定し、必要な政策を推進する。

目標指標	現状値（R6）	目標値（R12）
目標人口「広島県人口移動統計調査（甲調査）」	5,255人（R6.10.1現在）	4,685人
人口の社会増減	▲49人	+0人以上

②財政力に関する目標

- ・将来負担比率を令和元年度に比べ10%の縮減を図る。
- ・経常収支比率は、7年後を見据え、100%を下回る水準を目指す。
- ・財政調整基金は、10億円以上の残高を維持する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

i) 評価の時期

毎年、事業完了後の翌年度に評価を実施する。

ii) 評価の方法

本計画を含め、本町の長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に紐づく施策評価を毎年実施し、P D C Aサイクルによる検証と改善に努めていく。その際に外部有識者等が参画する推進会議にて評価を確定し、議会への報告及び町H Pでの公表を行う。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は「安芸太田町公共施設等総合管理計画」に適合するものとする。

【基本方針】

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることが想定される。また、道路や上下水道などのインフラ施設も同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策や耐震対策など、今後も計画的な補修や更新が必要とされている。

一方で、本町を取り巻く社会状況の変化として、今後、少子高齢化と人口減少が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとすると、必要性の高い施設でも、安全・安心な利用が困難な状況となる可能性がある。

これ以上将来の負担を増やさないために、町全体で必要な施設・機能を見直し、維持しつつ、利用頻度の少ない施設等を可能な限り削減し、できるだけ早期に、建物資産の総量を将来の人口・財政力に見合った量へと適正化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

平成 16 年 10 月新町発足時、8,784 人の人口は、令和 2 年 10 月 1 日には 5,740 人と約 3,000 人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、また令和 7 年 10 月 1 日時点では人口は 5,244 人、高齢化率は 52.9% と県内最高となっており、広島県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえる。

人口は、暮らしを支える地域経済やコミュニティの維持に大きく影響するものであり、定住人口の確保による人口減少の抑制が重要かつ緊急の課題である。

持続可能な人口を維持するため、社会増減に着目し、本町の強みを伸ばす（魅力の向上）とともに弱みを改善（生活利便性の向上）することで、安芸太田町への人の流れをつくる必要がある。

(2) その対策

- ・ 定住対策については、就業機会、子育て支援、医療環境、教育環境、コミュニティ等の総合的な生活環境の充実が求められることから、関連施策を横断的に推進するため、関係団体との連携強化を図る。
- ・ 特に定住相談（定住後のフォローアップを含む）への対応や、各種の調整機能を発揮できるコーディネート人材の確保・育成等を進める。
- ・ 定住促進用の住宅整備や住宅所得・改修支援などを行うとともに、空き家バンク制度による住宅情報の発信、供給体制の充実を図る。
- ・ タウンプロモーションに取り組み、都市在住の出身者や本町ファンとのネットワークを構築し、町外から見た本町の魅力づくりへの提言機会を創出する。
- ・ 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく「特定地域づくり事業協同組合」を活用したマルチワークを促進し、都市部から人の流れを活発化させる。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
30 代・40 代の人口（人）	744 人（13.7%）	666 人（14.2%）

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	定住促進団地整備事業 定住促進用の団地整備を行う	町	
		定住促進賃貸住宅整備事業 定住促進用の賃貸住宅の整備事業を行う	町	
		公営住宅整備事業 古い公営住宅の建替え、整備を行う	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	情報発信・PR・定住フェア 定住フェアへの参加や町主催のイベントの実施	町	
		暮らし移住アドバイザー設置事業 定住に関する情報発信や移住後のサポートを行う	町	
		定住促進事業（定住促進住宅奨励補助金） 新築住宅を建設又は購入する者に、固定資産税の2分の1以内の額を補助	町	
		定住促進事業（通勤者助成事業補助金） 町外へ通勤する在住者に、距離に応じて通勤費を助成	町	
		定住促進事業（高校生等通学助成） 町内在住の高校生に、通学手段等に応じて通学助成	町	
		定住促進事業（定住応援補助金） 移住者及び、子育て世帯に対し、新築、中古購入、住宅改修、家財整理等に応じて費用を助成	町	
		空き家バンク登録促進事業 不動産業者の査定を受け空き家バンクに登録した物件に対し費用を助成	町	
		空き家バンク家財等処分事業 空き家バンクに登録する物件に対し、家財整理等の費用を助成	町	
		特定地域づくり事業協同組合制度活用事業 特定地域づくり事業協同組合制度の活用を推進する	町	
		安芸太田町人材育成・交流拠点施設運営事業 安芸太田町人材育成・交流拠点の施設運営事業を行う	町	
		デジタルマーケティング事業 ターゲット層の興味や関心に応じた戦略的な移住促進を図る	町	
		ブランディング事業 認知度向上と魅力づくりの機会を創出し、関係人口の拡大を図る	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の農業は依然として小規模零細で、農家の多くは自家消費型の自給的農家である。農産物の流通形態の変化や農業のグローバル化が進む中、米価の上昇など一部で価格回復の動きも見られるが、鳥獣被害の増加や高齢化による担い手不足などの課題は深刻であり、生産意欲の維持が難しい状況にある。

さらに生産者の高齢化の進行とブランド力による競争の激化とあいまって農業産出額の維持は困難で、後継者不足や農地の集積化の遅れによる遊休農地の拡大等、農業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

小規模零細な農家については、農地の維持管理を通じて集落の環境を良好に保全する役割があり、また小規模ながら生産・出荷を行う農業者は地域の農産物供給を支える存在となっている。自立経営農家の存在は、地域経済の活力向上や定住促進を図る上で重要な役割を担っており、今後は特に、収益性の高い自立した農業経営体の育成に力を入れるとともに、小規模生産出荷農業者への支援を強化し、地域全体の農業の持続性を確保していく必要がある。

イ 林 業

長期的な木材価格の低迷により林業経営は厳しい状況が続いてきたが、近年は一部で価格の持ち直しも見られる。しかし、森林所有者の林業離れや担い手不足は依然として深刻で、荒廃した森林の増加が課題となっている。

町内的人工林の齢級構成は、9、10、11齢級をピークとして利用可能な森林資源を有しており、皆伐から再造林といった持続可能な林業の取り組みも求められるが、再造林後の施業に係る経費負担や労働力不足などにより、十分に進んでいないのが現状である。

今後、本格的な木材生産に取り組む上では、木材の生産性向上による収益性の改善と森林所有者への利益還元の他、森林資源を生活の中で活用できる身近な存在として活かしていく取り組みも求められている。

また、急峻な地形の多い本町において、今後、本格的に木材生産を拡大していくには、地形に応じた木材生産の方法を確立し、コスト低減のための林業団地の確保、拡大等を進めていく必要がある。あわせて、多様な需要に対応した木材流通システムの構築、木材利用の拡大を図る必要がある。

ウ 商工業

製造業における製造品出荷額等は令和2年で31億8千6百万円であり、平成30年の44億9千4百万円を下回っている。また、従業員4人以上の事業所数は12事業所、従業者数は219人となっており、今後は、一層の雇用機会拡充と質的な向上の促進を図る必要がある。また、人口減少に伴い町内客数が減少しており、町内のみでは売上の増加が見込めないことから、事業者は町外への積極的な営業を行う必要がある一方、飲食業では、観光客の取り込み不足などの課題を抱えており、総合的な商業振興が大きな課題となっている。

今後は、創業・事業継承の支援による事業所数の確保、定住対策の推進による人口の確保、地域通貨「morica」の更なる利用促進やインターネット等を活用した情報発信による町外からの集客力向上等の商業振興を一体的に促進することが求められている。

エ 水産業

様々な要因によって太田川の環境が変化する中、アユの漁獲量は依然として減少傾向にあり、総じて水産資源は減少傾向にある。これに伴い、釣り客数や遊漁料収入の回復も十分ではなく、安定的な資源確保が課題となっている。

太田川の源流に位置し、本町を「太田川・清流のまち」として内外に標榜するうえでも、アユ、アマゴが今後とも漁獲され、またこうした資源を活かした特徴ある加工產品が製造・販売されることが重要であり、さらには太田川の景観も含め、貴重な地域資源として良好に保全していく必要がある。

カワウ等の有害鳥獣による被害も深刻であり、水産資源を守るため、被害を低減させる取り組みを行っていく必要がある。

オ 観 光

年間観光入込客数は令和2年は新型コロナウイルスの影響により48万1千人であったが、令和6年は63万9千人となり、令和元年の58万9千人から比較しても大きく増加した。また、観光消費額においても令和2年の推定観光消費額は1,203円/人と令和元年の1,425円/人から大幅に減少したが、令和6年は1,825円/人と大幅に増加した。今後も引き続き特產品や飲食メニューの開発、宿泊利用の増加のほか、町有施設の民間資本導入による有効活用化など観光消費額の増加につながる取り組みが求められている。

観光産業は、交流機会を通じて地域外からの消費行動を促進する効果があることから、農業、地域商業及びサービス業等の異業種との領域横断的な取り組みを進めることで、新たな経済効果を生み出すことができる。

本町の強みである豊かな自然（国定公園、特別名勝三段峡）、伝統文化（たたら製鉄、神楽）、シーズン（四季）ごとの楽しみ等の強みを活かした安芸太田ならではのツーリズムの形を形成していく必要がある。

また、体験型観光等の内容を充実させ、観光客の増加をめざすとともに、産直市の活性化や地域特產品の生産・開発支援により産業の振興と雇用の促進を図ることで、新生「道の駅来夢とごうち」を核とした観光まちづくりを推進していく。

カ 新事業開発・起業支援

食の地域資源を活かした產品の付加価値創出については、本町の特產品である祇園坊柿を活用したメニューを町内飲食店で開発するなど、既存の加工品のパッケージを統一的イメージでまとめて商品の訴求力を高め、祇園坊柿のブランド化に取り組んでいる。

こうした取り組みを力強く推進するとともに、設備投資や需要拡大、生産能力向上といった経済効果が期待できる起業・創業への支援の充実や事業意欲の高い人材を誘致する取り組みが重要になっている。

(2) その対策

ア 農商工連携

- ・ 安芸太田町の自然を活かした体験メニューーやヘルステーリズム、教育旅行を推進し、農林水産業、製造業、商業、観光業者が連携し、域内循環による事業相乗効果の創出を図る。
- ・ 関係団体等との連携により、地域資源を活用した新たな特產品の開発や交流人口の増加

を進める。

- ・本町の特性を生かしたコミュニティビジネスの起業、起業家育成に取り組み、多面的な事業の展開を支援する。
- ・地域内需要の拡大を図るため、給食、観光施設等町内の大口需要者へ供給する等への食材供給の促進等、地産地消活動を推進する。
- ・「一般社団法人地域商社あきおおた」を中心として、公益法人としての特性を活かし、町内事業者との連携を深め、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む。
- ・町内事業者間の連携を深化させ、観光×農業、観光×商工業等による観光消費機会の創出により、「稼ぐ」地域づくりを進める。
- ・「道の駅来夢とごうち」再整備事業に併せて、体験型観光等の内容を充実させ、観光客の増加をめざすとともに、産直市の活性化や地域特産品の生産・開発支援により産業の振興と雇用の促進を図る。
- ・販売力の高い農畜産品の栽培推進や新たな産品開発・販路拡大に取り組み、農林水産業者や販売業者の所得向上を目指す。ひとつの手段として、「ふるさと納税」制度の活用を図る。

イ 農業

- ・多面的機能支払事業・中山間地域等直接支払事業を活用した農地の維持と有効利用、遊休農地の有効活用、農地保全管理の促進等の取り組みを進め、農業者の生産意欲を高める。
- ・新規就農者、認定農業者及び法人経営体等の企業的経営体と合わせて、女性・高齢者・定年帰農者等多様な担い手の確保と育成を図る。
- ・広島市と連携した「ひろしま活力農業経営者育成事業」を積極的に活用することで、農地と遊休農地の有効活用、生産者の育成に努めるとともに、本町への定住促進と地域農業の担い手を育成する。
- ・イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣被害は増加傾向にあり、効率的な捕獲の推進やジビエとしての活用など総合的な対策を進め、被害の低減化を図る。
- ・スマート農業の導入について検討を進め、農地保全の管理、生産基盤の効率化を図る。
- ・収益性の高い自立した農業経営体を育成するために、販路拡大の支援を引き続き行う。
- ・生産性向上のための農地整備等の支援、作業地の団地化に向けた調整・あっせんの支援による農作業受託組織（農業生産法人等）の育成を図る。
- ・畜産関係団体の支援を行い、畜産農家の経営力向上を図る。
- ・基幹産業である農業の発展と活性化を図るために、農業用施設整備などによる農業生産基盤の整備を進めるとともに、集落法人の設立促進及びその後継者の育成確保、また、多様な担い手の確保・育成対策を積極的に推進する。
- ・農地の利用調整や基盤整備を通じて、地域全体での農地集約化を推進し、安定的な農業経営を支える体制づくりを推進する。
- ・小規模生産出荷農業者への支援強化を図る。
- ・農産物の品質向上や安定供給を支える施設の充実を視野に入れ、地域全体での農業基盤の強化を推進する。

ウ 林業

- ・ 本町の人工林の多くが木材利用期を迎えており、森林所有者及び消費者に対し森林保全と林業振興に対する理解促進を図る取り組みを進める。
- ・ 森林経営管理制度（森林環境譲与税）を活用し、施業地の集約化による施業の低コスト化、小径木・林地残材の搬出と活用のための木質バイオマスの利用促進、地域材の活用促進を行い、持続的な木材生産を可能にする森林資源の活用・保全を進める。
- ・ 里山林の公益機能の維持増進及び景観の保全を図り、里山や林業に関する啓発を進める。
- ・ 効率的な木材生産を進めるため、緩傾斜地、急傾斜地等地形に応じた木材生産方法を構築し、木材の伐採、搬出等について一層の効率の向上を行う。
- ・ AI や ICT 技術を活用したスマート林業の推進を検討し、施業地の事前調査、計画的かつ効率的な木材生産の取り組みを促進する。
- ・ 森林経営管理制度（森林環境譲与税）を有効に活用し、森林施業プランナーの養成を行うとともに、森林経営計画や森林施業プランを作成し施業地の集約化・効率化を進める。
- ・ 緩傾斜地での路網整備の推進、急傾斜地での木材生産作業システムを構築する。
- ・ 本町の地元産材の高品質化、低コスト化を進め、太田川森林組合と販路拡大支援体制の確立を図る。
- ・ 人工林健全化、放置林バッファゾーンの整備等、地域が行う森林資源保全活動の支援や松くい虫、なら枯れの防除を実施し、森林・里山景観を守る取り組みを進める。
- ・ 森林サイクルの実現を図るため、主伐、再造林の計画的な実施と関係事業体の連携促進を図る。
- ・ 森林のもつ「環境への貢献」を再認識し、森林資源を活用した環境施策を展開する。
- ・ 高性能の林業機械の導入支援を行い、施業の効率化を図り採算性のある林業経営者の育成を促進する。
- ・ 地域資源の有効活用や木材の安定供給を図るため、加工・流通体制の充実を視野に入れ、林業の持続的な発展に向けた基盤整備を図る。

エ 水産業

- ・ 太田川の景観と水質の改善に向けて、関係機関及び流域自治体等との連携を図るとともに、地域住民との協働により河川環境の保全活動を進める。
- ・ 漁業団体によるアユ、アマゴ等の水産資源の保全・生育活動を支援するとともに、水産加工品の開発と販売促進に取り組む。
- ・ 水産品の販路開拓支援とブランド化に取り組む。
- ・ 山と海をつなぐ重要な資源としての「川の役割」を再認識し、川の環境改善施策を展開する。

オ 商工業

- ・ 高校生等への地元就職情報の提供と事業所への人材確保・育成活動への支援に取り組む。
- ・ 商工会等支援機関との連携強化、国・県、大学、金融機関等産学官連携の構築により、経営革新活動の支援、設備投資の支援、異業種交流の促進、新技術や新商品開発支援等に取り組む。
- ・ 地域商業の活力維持・向上を図るため、支援機関と連携し、地域外からの商業人材の誘致による魅力ある商店づくり、戸河内 IC 周辺のにぎわいづくりを進める。

- ・ イベントと連動した集客活動、観光や食の魅力の開発と連動した交流人口の拡大による域内消費人口の増加を図る。
- ・ 町内産品の販売を促進するための商談会やセミナー、テストマーケティング機会の提供、インターネット活用による新たな販路開拓と情報発信に取り組む。
- ・ 「一般社団法人地域商社あきおおた」による产学連携、民間連携等を進め新製品の開発と既存製品のブランド化、販路開拓等を支援する体制を構築する。
- ・ 町内消費の拡大と都市部等との「商い」の活性化を図るため、空き店舗を有効活用した商業人材の誘致等による魅力ある商業づくりを進めるとともに、中心市街地の活性化施策を展開する。
- ・ 商工会との連携等により、町内での起業を支援する体制の充実を図り、起業家育成の機会を創出する。
- ・ 町内の伝統技術の継承支援、観光事業者の育成等を行い産業人材の確保・育成と後継者の事業支援を進める。
- ・ 企業誘致活動を強化するとともに町内産業の振興による雇用機会の拡充を図る。
- ・ ICT を活用した、「都市部情報通信企業のサテライトオフィス」誘致を目指す。
- ・ 町内の morica 加盟店で、誰でも利用することができる地域通貨「morica」の仕組みを活用したプレミアムポイントを期間限定で付与するなど、町内循環率や経済効果が拡大する取り組みを行う。

力 観光

- ・ 「一般社団法人地域商社あきおおた」を中心として、町の地域資源の掘り起こしと体験観光メニューの商品化を促進する。
- ・ 本町には、県内最高峰の恐羅漢山をはじめ、「特別名勝三段峡」や「龍頭峡」、日本棚田百選「井仁の棚田」など美しくも厳しい自然環境との共生、伝統芸能「神楽」の振興、温井ダムインフラツーリズムの推進など、他地域にはない魅力的な観光の創出する取り組みを行う。
- ・ メディアへの情報発信、ホームページの充実、SNS の積極的な活用等により観光プロモーション活動を進め、観光地としての本町の認知度向上を図る。
- ・ 観光客が安全・安心に施設を利用できるように適正な維持管理と施設の長寿命化、整理を進める。
- ・ 森林セラピーやウォーターアクティビティ、サイクリング等の新たな観光の担い手とガイド等の育成に取り組む。
- ・ 観光事業による収益の確保・向上を図る仕組みづくりを進める。
- ・ 外国人観光客のニーズにも対応できる体験観光メニューの開発とプロモーションを強化、町内案内看板の更新などインバウンド対策にも取り組む。
- ・ 環境教育の充実により、自然環境を守る人材育成と仕組みづくりを図ることで、安芸太田版のエコツーリズムを推進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
入込観光客数（千人）	639	736

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 [農業]	上水路管理・改修事業 上殿上水路の改修事業	町	
		寺領地区農村広場改修事業 寺領地区農村広場改修	町	
		食品加工所整備 産直市出荷產品加工所改修整備	町	
		農業基盤整備事業 農業基盤整備事業（ため池・水路等整備）	町	
		スマート農業の導入 スマート農業の導入	町	
		農地集約化の推進 農地集約化の推進	町	
		農業関係施設の基盤強化 農業関係施設の基盤強化	町	
	[林業]	林業・木材産業等競争力強化対策事業 作業道と搬出間伐を一体的に実施	町	
		町有林整備事業 町有林の整備事業	町	
		木質バイオマス発電整備事業 木質バイオマス発電整備事業	町	
		高性能林業機械整備事業 高性能林業機械の整備補助	町	
		林業線専用道高果線からの支線開設 林業専用道の開設及び修繕	町	
		木材集出荷施設整備 木材を流通させるための集出荷施設の整備	町	
		林業機械（バックホー）整備（自伐型林業対応用） 自伐型林業の推進を図るための、林業機械整備	町	
		林業総合センター改修 林業総合センターの改修	町	
		温井特産品生産施設改修 温井特産品生産施設の改修	町	
		林業の持続的な発展に向けた基盤整備 林業の持続的な発展に向けた基盤整備	町	
	(3) 経営近代化施設 [農業]	農業近代化施設整備事業 農業近代化施設整備事業	町	
		集落法人支援事業 集落法人支援事業	町	
	(4) 地場産業の振興 [加工施設]	木材利用產品加工施設整備 木材を利用した產品等加工施設の整備	町	

	〔流通販売施設〕	道の駅再整備事業 地域産業、観光の戦略的な振興に向けビジョンを明確にし、道の駅本体及び周辺施設のハード、ソフト面のリニューアルを行う	町	
		農產物流通拠点整備 流通拠点の整備	町	
(9) 観光又はレクリエーション	観光施設環境整備及び解体 観光施設の長寿命化改修と不用な施設の解体促進を図る一方、施設のユニバーサルデザイン及びインバウンド対策といった快適性や利便性の向上のために施設改修等を行う。	町	※【宿泊税】	
	新築工事町負担金 増設等の改築をする県営事業に対する町負担金	町		
	町内公衆トイレ再整備事業 町内公衆トイレ洋式化などを整備する	町		
	町内観光案内看板整備事業 観光客を観光地へ誘導させるための案内表示看板等を整備する	町	※【宿泊税】	
	三段峡整備事業 三段峡の玄関口である正面ロエリアを含む三段峡環境整備等を行う	町	※【宿泊税】	
	深入山エリア施設整備事業 登山道を含むエリアの施設再整備等を行う	町	※【宿泊税】	
	恐羅漢山エリア施設整備事業 登山道を含むエリアの施設再整備等を行う	町	※【宿泊税】	
	温井ダム周辺環境施設整備事業 温井ダムエリアの上下水道機器更新や散策遊歩道及び遊具の安全対策等を行う	町	※【宿泊税】	
	筒賀交流の森（龍頭峡）施設整備事業 龍頭峡エリアの既存施設利活用のための再整備や、遊歩道等の改修や整備を行う	町	※【宿泊税】	
	筒賀の大イチョウ周辺整備事業 観光客増加による駐車場出入口の増設、大イチョウ周辺の土壤改良を行う	町	※【宿泊税】	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 [第1次産業]	アクティビティ関連施設整備事業 温井ダム関連のインフラツーリズムや、里山を活かしたサイクルツーリズムに関する拠点施設の整備を行う	町	※【宿泊税】	
	祇園坊柿生産支援事業 祇園坊柿の生産販売支援を行う	町		
	祇園坊柿有害鳥獣対策事業 町の特産品である祇園坊柿を鳥獣害から保護するために電柵設置に対する補助を行う	町		
	営農団体育成補助金 認定農業者の機械更新の際に一定の支援を行う	町		
	営農用施設機械器具整備事業 ビニールハウスの新設、張替の際に一定の支援を行う	町		
	ひろしま活力農業経営者育成事業 広島市と連携して行う新規就農者育成のための研修	町		
	農業振興人材育成 町内の農業振興を図るために、専門知識を有する人材を育成する	町		
	農業担い手育成支援事業 農業担い手育成支援事業	町		

[商工業・6次産業]	[観光]	流域森林整備事業 新植、下刈、枝打ち、除伐、間伐などの造林事業費の1割追加補助事業	町	
		林業担い手育成事業 減少する林業担い手の育成	町	
		林業普及員設置事業 林業に関する専門員の配置	町	
		森林経営マッチング事業 手入れ放棄された森林を、意欲のある経営体等への管理委託を推進する	町	
		環境貢献林整備事業 ひろしまの森づくり事業、人工林の間伐整備	町	
		安芸太田町森づくり事業 里山林の（広葉樹）整備や林業体験の実施等	町	
		森林経営管理事業 森林環境譲与税を活用した事業（森林整備等）	町	
		小規模林業支援事業 自伐型林業の育成のための基礎講習等の実施	町	
		木質バイオマス熱利用普及促進事業 ペレットストーブ、薪ストーブ設置補助	町	
		町有林整備事業 町有林の整備事業	町	
		水産業振興事業 町内の漁協の生産活動支援	町	
		畜産振興事業 家畜共済事業補助	町	
		経営改善普及事業補助金 町商工会の経営活動に対する支援事業を行う	町	
		商工者事業資金利子補給事業 安芸太田町商工会小規模事業者へ事業資金の利子補給を行う	町	
		プレミアム商品券発行事業 10%のプレミアムを付けた地域商品券を発行販売する	町	
		地域通貨プレミアムポイントキャンペーン事業 プレミアムポイントを期間限定で付与する	町	
		伴走型小規模事業者支援推進事業補助金 創業希望者の事業計画策定支援と景況調査の実施に関する費用を補助する	町	
		商店街活性化事業補助金 商店街街路灯や看板の整備、共通クーポン券の発行、空き店舗活用などの事業を補助する	町	
		道の駅再整備事業 道の駅再整備に係る各種計画の作成業務等を行う	町	
		サテライトオフィス整備事業 働き方改革やBCPに取り組む企業とのマッチングにより誘致した事業者への整備支援	町	
		外部人材活用支援事業 専門的な技術・技能等を有する外部人材の活用に取組むための支援	町	
		固定資産税相当助成、施設整備、新規雇用奨励金（企業誘致促進条例関係） 企業誘致の促進、町内雇用促進（支援策：固定資産に関する奨励金、新規雇用者に関する奨励金、設備取得に関する奨励金、土地取得に関する奨励金）	町	
		三段峡・太田川エコツーリズム推進事業 自然資源を有効に活用した安芸太田町版エコツーリズムを推進する	町	
		インバウンドプロモーション事業 訪日外国人観光客を獲得するため、戦略的なプロモーション活動を行う	町	※【宿泊税】

		インバウンドスキー誘客事業 恐羅漢スノーパークへ外国人観光客の誘客促進を図る	町	※【宿泊税】
		雪山誘客促進事業 冬季の観光客を誘致するために広島県北部地域で広域的に取り組む事業	町	※【宿泊税】
		観光客移動支援等事業 課題である二次交通に対し、交通事業者支援等を行うことで観光客の満足度を向上させる	町	※【宿泊税】
		イベント等補助金 各種イベントによる観光宣伝事業を行うことで、地域の魅力を発信・周知し県内外からの入込客の増加と地域活性化に努める	町	
		神楽振興事業 本町神楽の伝統継承及び発展のため、町内神楽団が継続的に活動できる環境づくりを目的に支援を行う	町	※【宿泊税】
	[その他]	がんばるビジネス応援補助金 商工会と連携し、町内での創業や事業継承を希望する個人又は事業者への支援を行う	町	
		地域商社事業補助 町内事業者との連携を図り、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む	町	
		中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等直接支払交付金事業	町	
		多面的機能支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「2産業の振興」）	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては周辺市町との連携に努める。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興推進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」の「(2) その対策」「(3) 事業計画」及び「4 地域における情報化」の「(2) その対策」「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

住民サービス向上や行政事務の効率化の観点から、ＩＣＴの有効活用を進めることで、あらゆる世代にとって安全で使いやすいサービスの構築が求められており、そのため社会的に有効利用できる行政情報のオープンデータ化の検討を積極的に進める必要がある。

また第5世代移動通信システムなど急速な技術発展を、子育て・教育・次世代育成や生活利便性、医療・福祉環境、社会基盤・防災・防犯、産業や観光などのあらゆる分野での活用を通じた、「Society5.0」の実現が求められている。

この実現に向けて、デジタル専門人材の確保、育成を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 本町においても時代の潮流に沿った情報化社会に対応できる人材育成を積極的に行うこととし、デジタル専門人材の確保、ＩＣＴの有効活用による行政事務の効率化の検討を進める。
- 情報通信基盤を活用した住民向け行政情報の発信の充実や、主として高齢者を対象としたスマート教室の開催や、morica の利用促進に取り組み、情報通信基盤の有効活用を図る。
- 社会的に有効利用できる情報をオープンデータ化することで、新たなサービスやビジネスの創出などに繋がる取り組みを推進する。
- 行政データ、システムの標準化やクラウド利用等、ＩＣＴの利活用を推進し、行政事務の効率化、住民生活の安全性・利便性の向上を図る。
- デジタル技術を積極的に取り入れることにより、地理的条件の不利や人手不足を克服し、様々なサービスをより高い水準で提供できる、中山間地域のモデル地区をめざす。
- 空撮データの地籍システムや農地システムへの組込み、有害鳥獣対策への活用、防災や物資輸送など様々な分野でドローンの活用を推進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
Morica アプリダウンロード数（人）	1,248	2,900

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 [防災行政用無線施設] [ブロードバンド施設]	防災行線無線管理運営事業 防災行政用無線の保守管理	町	
		公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行 公設民営で提供しているブロードバンドサービスを、より安定的なサービスの提供を継続するため、公設設備を民間事業者へ移行し、現在提供中の1Gサービスに加え10Gサービスを提供できる環境を整備する経費負担	町	

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [デジタル技術活用]	地域活性化起業人（デジタル専門人材） I C T を活用し住民生活の利便性向上と行政事務の効率化を図るための助言を受ける	町	
		D X 共通基盤の活用事業 D X 共通基盤を利用し、公共交通、防災・危機管理、教育 I C T 、産業、観光、医療等、さまざまな政策分野において連動したデータの活用を行う	町	
	[その他]	ドローンを活用した行政サービス向上プロジェクト ドローンを活用した、空撮データの地籍システムや農地システムへの組込み、有害鳥獣対策への活用、防災や物資輸送など様々な分野でドローンの活用を行う	町	
	[基金積立]	出張所管理事業 安野出張所の移転に伴う情報通信回線の移設経費	町	
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「3 地域における情報化」）	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町には、高速道路をはじめとして主要幹線となる国道・県道が縦横に走っている。

また、生活道路である町道はおおむね「道路網」として充足しつつあり、さらに、農林道は産業の形態に合わせて整備されている。

しかし、国道・県道・町道の一部は、狭隘であったり、急こう配であったり、危険箇所を抱えていたりと、まだまだ改良の必要性がある。農林道についても産業振興策のインフラとして確実な整備が必要とされている。

イ 交通

本町の公共交通は、路線バス・町内バス・デマンド型乗合タクシー（もりかー）・福祉有償運送など、様々な移動手段を確保している。また定額介護タクシーや日本版ライドシェアなど、交通空白となっている対象や時間帯における移動手段の確保が必要となっている。

高齢化や過疎化がより進む事で、便数の確保が難しくなってきており、バス路線の再編やもりかー等とのベストミックスを検討し、効率的な移動手段の確保が急務となっている。併せて、既に導入している交通分析システムを活用した有効な分析結果の活用方法を習得し、より合理的な公共交通体系を確保する必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- ・ 広域道路網の安全性と利便性を維持し、国・県・関係市町との連携による機能性の向上や改良整備を促進する。
- ・ 町内各地を結ぶ国・県道や町道の改良・整備を進め、生活に密着した道路網の利便性を高める。
- ・ 除雪体制の確保、道路・橋梁等への老朽化対策を実施する。
- ・ 町道については、緊急性や安全性を最優先とし、計画的な改良を進める。
- ・ 通学路の改良や、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者にとって安全な歩道の整備、段差解消などの検討を進める。

イ 交通

- ・ 将来にわたって持続可能な公共交通体系の計画策定を行うとともに、多様な移動手段確保のため事業者の支援を行い、交通手段の利便性の向上を図る。
- ・ 近隣市町や路線バス会社との連携等により、住民の生活利便性の維持・確保や観光客の来訪促進のための便利で快適な公共交通環境の維持を図るとともに、住民啓発・教育の推進等によりバス利用を促進し、安心して住み続けることができるよう移動手段の確保を図る。
- ・ 公共交通の利便性向上と持続可能性の確保するため、デマンド型乗合タクシー「もりかー」の効率的な運行の実施と、町内バスを含めた最適な公共交通網を継続的に検討する。
- ・ 持続可能な公共交通網を実現するために、自動運転等の先端技術の導入についても検討をする。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
町内公共交通の一人当たりの利用回数（回/年）	6.9	8

（3）事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 [道路]	木坂鶴渡瀬線 道路改良 L=1,150m W=5.0m	町	
		津浪巡回線 道路舗装 L=3,000m W=5.0m 道路改良 L=600m W=6.5m	町	
		本郷梶之木支線 道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
		出口横山線 道路舗装 L=2,000m W=5.0m 道路改良（法面）L=200m	町	
		畑ヶ谷線 道路舗装 L=1,000m W=7.0m	町	
		打梨那須線 道路舗装 L=1,000m W=4.0m	町	
		加計田の原線 道路舗装 L=1,000m W=3.5m	町	
		猪山小学校線 道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
		箕角長田線 道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
		坂根線 道路舗装 L=1,000m W=4.0m	町	
		本郷坂原線 道路舗装 L=3,000m W=5.0m	町	
		船場来見線 道路改良（法面）L=350m	町	
		天神原箕角線 道路改良（トンネル）L=235m W=3.5m 道路改良（法面）L=20m 道路改良 L=50m	町	
		水梨線 道路改良（トンネル）L=35m W=4.0m 道路改良（法面）L=100m	町	
		三谷龍頭線 道路改良（法面）L=100m	町	
		堀下線 道路改良 L=200m W=4.0m	町	
		上殿線 道路舗装 L=3,000m W=7.0m	町	
		神田町巴町線 道路舗装 L=756m W=5.0m	町	
		天上山線 法面改良 L=300m	町	

		産業振興用の道路整備 道路整備事業	町	
		上田野原 3号線 道路改良 L=108m W=2.8m	町	
		松原正地線 道路改良 W=4.5m A=49 m ² 道路改良（法面）L=100m	町	
		イロハ線 道路改良 L=600m W=4.0～6.0m	町	
		温井ダム巡回線 道路改良 L=80m	町	
		横町線 道路改良 L=39m W=4.0m（総延長 271.4m 付け替え）	町	
		ニホヘ線 道路拡幅 総延長 345.0m（拡幅部延長 L=80m W=4.0m）	町	
[橋りょう]		橋梁施設改良事業 危険橋梁の補修（架替）や橋梁塗装全般	町	
(3) 林道		梶ノ木線 林道改良 L=300m W=4.0m	町	
		大筈線 舗装工事 L=1,800m W=4.0m	町	
		三谷塩明線 舗装工事 L=1,500m W=5.0m	町	
		横川西平線 道路改良 L=522m W=4.0m	町	
		大朝鹿野線 林道舗装 L=6,500m W=7.0m	町	
(8) 道路整備機械等		道路整備機械等整備事業 道路整備機械（除雪機）等の整備	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業		バス路線運行事業 一般旅客自動車運送事業の許可を受けた路線バスの運行支援	町	
[公共交通]		バス路線（町内バス）運行事業 廃止代替バス（町内バス）の運行支援	町	
		デマンド運行事業 デマンド型乗合タクシー運行事業の支援	町	
		公共交通再編分析業務 公共交通の効率的で持続可能な体制を検討する	町	
		日本版ライドシェア運行支援事業 町内で運行するライドシェアの利用促進支援	町	
		定額介護タクシー運行支援事業 町内で運行する定額介護タクシーの利用促進支援	町	
		自動運転を活用した移動手段の検討 自動運転を活用した移動手段導入を検討する	町	
[その他]		道路台帳の整備・公開 デジタル道路台帳を整備し、公開する	町	
[基金積立]		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「4 交通施設の整備、交通手段の確保」）	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 住環境

本町においては、過疎化や高齢化の進展、家族形態の変化やU・Iターンニーズへの対応等により、住宅ニーズが多様化している。

公営住宅の戸数はほぼ充足しているが、多くの住宅が老朽化し更新の時期を迎えている。

また、民間における一般の賃貸住宅の供給数が絶対的に不足しており、移住・定住希望者だけでなく、町内に在住する若者世代を含め、新たな住宅施策が必要である。

本町の恵まれた自然環境、地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、各種の公共空間整備において、公共空間の機能の最適化を図るとともに、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和の取れた魅力づくりを進めていくことが求められている。

イ 上水道・排水処理

本町の水道施設は安全で良質な水を安定的に供給するため維持しているが、多くの施設が老朽化している。平成28年度に町内水道の事業単位が一本化され、新たな給水人口・区域を設定しており、更新計画に基づく計画的な老朽管更新等を行う必要がある。

加えて、人口減少のため今後の水需要の増加は見込めない一方、施設の老朽化により更新費用（建設改良費）の増大が見込まれており、将来にわたって経営の健全性を維持していくためには、料金改定は避けて通れない課題となっている。

また、排水処理は、特定環境保全公共下水道・農業集落排水による集合処理と下水道処理区内の町設置管理の個別排水処理施設（合併浄化槽）がある。このほか下水集合処理区域外には個人で設置の合併浄化槽がある。町で設置している集合処理施設は、施設の老朽化が進んでおり、今後は計画的な更新が必要である。

ウ 環境衛生

本町の一般廃棄物の処理は、平成29年3月まで山県郡西部衛生組合で安芸太田町と北広島町（旧芸北町）の一般廃棄物の処理を行ってきた。しかし、人口減少に伴う処理量の減少、施設の経年劣化に伴う維持補修費の増加等により、将来にわたり現行の処理体制を継続することが困難となったため、平成29年3月末をもって組合は解散した。

平成29年4月からは安芸太田町の可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理は広島市に委託しており、町施設であるポックルくろだおクリーンセンターでは、それ以外のごみの中間処理を行っている。一般住民や事業所による直接搬入分を除く可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥は収集後そのまま委託先の広島市へ搬出している。

また、ごみの分別、ごみの資源化の促進等によるごみの減量化や省エネルギーへの取り組み、再生可能エネルギーの活用等、地球環境に配慮した取り組みは今後一層推進する必要がある。林道等の人目に付きにくい場所への不法投棄は後を絶たない状況から、関係団体と連携した防止・監視活動が必要である。

エ 消防・防災

安芸太田町は、山間地域にあって危険渓流や急傾斜地も多く、避難対策や孤立対策が不可欠であることから自主防災組織の結成支援や備蓄倉庫の整備等を行っている。今後は、地域人口や消防団員の減少傾向を踏まえ、各家庭、地域、消防団、町等が連携する実践的な避難訓練等を実施して防災意識を醸成するほか、自主防災組織や消防団等の地域の防災力維持が

求められている。

オ 防犯

安芸太田町の犯罪発生件数は、都市部と比較すれば多くは発生していないが、社会情勢の変化により複雑化した高齢者を狙う犯罪及び消費者トラブルの増加が進んでいる。今後は、高齢者が犯罪等の被害者にならないための啓発に加えて、若年者層からの教育・啓発も重要であり、インターネットを使った犯罪防止対策の充実も必要である。

カ インフラの維持・確保

バス等の公共交通機関や自家用車の燃料、日常生活で使用する灯油など、燃料の供給拠点となる給油所は、地域の交通や日常生活を支える基盤として重要や役割を持つ。

町内のインフラを維持していくためにも、給油所の確保が必要である。

(2) その対策

ア 住環境

- ・ 定住促進用の民間資本を活用した住宅整備や住宅取得・改修支援を行うとともに、空き家バンク制度による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図る。
- ・ 町内居住希望者への住宅情報の提供を充実するとともに、住宅改修支援、町営住宅の更新、既存施設を有効活用した住居の提供等、安心して快適に生活できる住環境を確保する。

イ. 上水道・排水処理

- ・ 水道水を供給するため、適切で確実な施設維持管理を行ってきたが、施設の老朽化が進んでいることから、その更新が必要となる。
- ・ 更新計画を基に水道施設を健全に保つための施設更新事業を推進する。
- ・ 災害対策として、生活基盤の被害を最小限にするため、耐用年数が超過した水道施設の耐震化に取り組む。
- ・ 太田川上流域に暮らす私達安芸太田町民の責務として、河川環境への負荷軽減や水質向上に取り組む必要があるため、浄化槽の普及促進と公共下水道及び農業集落排水への加入促進、老朽化した施設の長寿命化や更新に取り組み、安全で周辺環境に配慮した施設整備を進める。
- ・ 健全な水道事業経営を支える水道料金について、「安芸太田町上下水道料金審議会」にて検討を行い、適正な水道料金を定める。
- ・ 衛生的な排水処理を継続して行うために必要な排水処理施設の更新計画等の策定を行う。

ウ. 環境衛生

- ・ 循環型社会の形成を進めるため、公衆衛生推進協議会等との連携により、ごみの資源化・減量化に向けた啓発や PR 活動を強化する。
- ・ また複雑化したごみの分別など、家庭や事業所で分別方法が確認できるよう、現在整備している LINE 等デジタルを活用した周知・確認方法の利活用をすすめる。
- ・ 警察や地域と連携して不法投棄抑制のための仕組みづくり、不法投棄防止の啓発活動を推進する。
- ・ 一般廃棄物の適正な処理を含め衛生的な生活環境と豊かな自然環境を保つ地域社会の

実現を目指す。

- ・都市部との協力も含め、当町の山と川の環境への貢献を再認識した、環境政策を実施する。
- ・住民の環境保全に関する意識醸成を図る。

エ. 消防・防災

- ・地域の防災力を維持するためには、自助・共助・公助を基本とする全町的な取り組みが不可欠である。
- ・地域住民の自主防災組織への参画や消防団への入団を促進し、防災の人的基盤を強化する。
- ・地域内で、避難行動要支援者情報を共有し、支援者、要支援者の双方向の連絡体制の確立を目指す。
- ・ハザードマップ、避難経路の情報を地域内で共有する仕組みを強化する。
- ・ヘリコプター輸送などを含めた食糧・飲料水、毛布、通信端末、電源などの物資の調達体制を確立する。
- ・ドローンを活用した被災概況の把握や情報の集約等、有事の際にも正確で迅速な対応ができるよう、体制整備を進める。
- ・高度な救助が必要な場合に備えて、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所や広島県との連携強化を図り、迅速な応援体制の整備に努める。
- ・土砂災害警戒区域の砂防、治山施設の整備や太田川浸水想定区域の護岸改修等のハード面の更なる整備を行っていく。
- ・デジタル防災無線のメリットを活かした防災・減災体制の構築を目指す。

オ 防犯

- ・警察、関係機関と地域安全ボランティア団体などで相互に連絡、調整しながら、防犯活動の継続につながる支援を行う。
- ・子どもや高齢者の防犯意識の向上を図るために、子ども110番の家等の取り組みを推進する。
- ・危険な箇所への防犯灯設置など、犯罪を発生させない環境づくりを進める。
- ・悪質な訪問販売や振り込め詐欺などによる消費者被害を防止するための広報及び自立した賢い消費者の育成のため、教育・啓発を行い、住民の自立及び支援に取り組む。

カ インフラの維持・確保

- ・給油所は、バスや自家用車等の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点である。給油所の撤退は、公共交通機関の衰退につながるなど、地域の維持に影響を及ぼすため、耐用年数の経過や災害対応に必要な設備の更新・改修を支援し、ガソリンや灯油の安定供給の確保に取り組む。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
基幹管路の更新率（簡賀・戸河内本郷）（%）	0	20

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 [簡易水道]	簡易水道施設大規模改修事業 更新計画に基づく老朽管更新等事業	町	
	(2) 下水処理施設 [公共下水道]	下水道施設大規模改修事業 下水道施設大規模改修事業	町	
	[農業集落排水施設]	集落排水施設大規模改修事業 集落排水施設大規模改修事業	町	
	[その他]	合併浄化槽設置整備事業 下水集合処理区域外に設置する合併浄化槽の設置費用を補助する	町	
	(3) 廃棄物処理施設 [その他]	廃棄物処理施設大規模改修事業 廃棄物処理施設大規模改修事業	町	
	(4) 火葬場	火葬場改修事業 火葬場改修事業	町	
	(5) 消防施設	非常備消防運営事業 消防力の充実強化のため屯所の建替え、防火水槽整備等	町	
		広島市消防関連備品等負担金 安芸太田町は広島市に消防事業委託しており、広島市で導入している備品等の更新が必要となった場合、それに要する負担金を支払う	広島市消防局	
	(6) 公営住宅	定住促進団地整備事業 定住促進用の団地整備を行う	町	再掲
		定住促進賃貸住宅整備事業 定住促進用の賃貸住宅の整備事業を行う	町	再掲
		公営住宅整備事業 古い公営住宅の建替え、整備を行う	町	再掲
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	[生活]	生活用水取水施設整備事業 水道未普及地域における取水施設整備に対する補助を行い、当該地域に安定した生活用水を供給する（水道未普及地域の住民、水道組合への補助）	町	
		ごみ処理管理事業 固形状一般廃棄物の適正な処理及び資源化・減量化を図ることで循環型社会構築に寄与する	町	
	[環境]	し尿処理管理事業 液状一般廃棄物の収集及び適正な処理を行うことで、衛生的な生活環境を保全する	町	
		清掃総務管理事業（不法投棄防止啓発看板設置） 不法投棄防止啓発看板の設置事業	町	
		清掃総務管理事業（ごみの出し方ポスター・ガイドブック作成） ごみの出し方ポスター・ガイドブックの作成事業	町	

		公共施設等解体事業 不要となった公共施設を、安全性・景観上の観点から解体する	町	
		浄化槽維持管理費補助事業 (法定検査補助) 下水集合処理との格差は正を目的に検査費用を補助する	町	
		浄化槽維持管理費補助事業（清掃補助） 下水集合処理との格差は正を目的に清掃費用を補助する	町	
	[防災・防犯]	防災備蓄物品整備事業 非常に備え非常食等備蓄品の補充・更新を行う	町	
		防災・減災・備蓄事業 防災マップの更新等、防災情報発信の充実	町	
	[その他]	地域未来活力づくり事業 住宅改修助成金。自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事に対する助成金（工事費の10%、最大10万円）	町	
		老朽空き家解体補助 空き家等の解体費用の一部を助成し、倒壊等による事故を防止する	町	
		給油所確保事業 インフラの維持に必要不可欠な給油所の設備の改修等	燃料・ 灯油を 扱う給 油所	
		排水処理施設更新計画策定 下水道事業を継続するために必要な排水処理施設の更新計画等を策定する	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「5生活環境の整備」）	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援・児童福祉

本町の令和7年9月末時点の年少人口（0歳から14歳人口）は361人であり、5年前の平成2年9月末時点の年少人口と比較すると23.8%減少し、令和6年度の出生数は10人で令和2年以降減少傾向にあるなど、少子化が進行している。

また、居住地も散在していることから、近所の妊婦・子育て世代と交流する機会が少なく、出産・子育てに対し不安を抱える要因の一つとなっている。急速な少子高齢化が懸念される中、出産・子育てをすることができる環境の充実、切れ目のない子育て支援が必要となる。

国は、待機児童や少子化など、子どもをめぐる課題解決のため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行している。本町においても同制度の趣旨を踏まえ、子育て家庭の現状や課題を分析し、「安芸太田町子ども・子育て会議」の意見を反映させながら、令和7年3月に「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

今後は、子ども達がのびのび育つ環境を作るだけでなく、親世代も子育てや仕事、様々な分野で活躍できる環境の構築をはかる。加えて、安芸太田町子ども子育て支援事業計画の基本理念である「あんしん・子育て Park あきおおた」の実現により、子ども達がのびのび育つ環境を作るだけでなく、親世代も子育てや仕事、様々な分野で活躍できる環境の構築をはかる。

イ 地域福祉

我が国における高齢化は、諸外国に例を見ない速さで進行しており、令和6年時点の65歳以上の高齢者数は3,625万人、総人口に占める割合は29.3%と過去最高を更新している。高齢者数は令和24年（2042年）に約3,900万人でピークを迎えると推計されており、75歳以上の人口割合の上昇に伴い、医療や介護の需要はさらに増大することが見込まれている。

こうした少子高齢化の進行に加え、人口構成や社会経済環境、ライフスタイルの変化等により、家庭や地域が抱える課題は複雑化・複合化している。そのため、従来の対象者別制度・施策だけでは対応できないケースや、複数機関の連携なしには解決できない事案が増加・顕在化している。

本町においても少子高齢化が進み、地域の福祉活動の担い手不足が懸念されている。これらの課題を解決するためには、地域住民総ぐるみで「地域支え合い活動」を展開し、協働による地域福祉の充実を図る必要がある。

また、外国人町民については、言語や文化の違いなどの障壁を取り除き、地域の一員としてまちづくりに参画できるよう、誰もが暮らしやすい環境を整備し、多文化共生を推進していく必要がある。

ウ 障がい者福祉

障がい者（児）が地域で安心して暮らすための福祉サービスや生活拠点などの社会資源は、依然として不足している状況にある。また、自立に向けた雇用の場の確保なども課題となっている。これらの課題に対応するため、ライフステージに応じた支援や、総合的かつ専門的な相談体制の整備が必要である。

エ 高齢者福祉

本町においては、家庭や地域における「介護力」が著しく低下しており、公的な支援の重

要性が増している。そのため、保健・医療・福祉・介護が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）の構築と、住民との協働による支え合いの体制づくりが必要不可欠となっている。

才　社会保障

急速な少子高齢化の進展や社会情勢の変化により、「安心の支え合い」である社会保障制度への関心が高まっている。

制度を持続可能なものとするため、国民健康保険制度等の安定的な運営を図るとともに、社会保障制度全般に対する住民の理解促進と信頼の向上に努める必要がある。

(2) その対策

ア　子育て支援・児童福祉

- ・母子保健を充実させるため、母子保健分野では、親となる心構えの醸成を含めた安全な妊娠・出産への支援を行うとともに、保護者の育児力向上と子どもの健やかな成長・発達に向けた支援を推進する。
- ・子どもの健康づくりを推進するため、関係機関と連携し、子どもの生活習慣病予防や感染症対策を推進するほか、「命の教育」を含めた思春期における健康づくりに取り組む。
- ・質の高い就学前教育環境を整備するため、スタッフの確保、相談事業の充実等それぞれの地域や保育所の特色を活かしながら保育サービスの充実を図る。
- ・放課後児童クラブや放課後こども教室について、住民ニーズを踏まえながら、子どもたちが放課後を安全で安心に過ごすことができる居場所の充実を図る。
- ・新・教育大綱の具体化と「森のようちえん」構想を推進し、本町の子どもたちが、好奇心にあふれ、豊かな感性と自分で考える力を備えることができるよう、令和6（2024）年7月に策定した新たな教育大綱の内容の具体化を進める。とりわけ、森のようちえん構想の実現に取り組む。

イ　地域福祉

- ・生涯活躍のまちづくりの推進するため、「社会参加」「学び」「健康づくり」等の活動を有機的に連携させ、高齢者をはじめとする住民が生き生きと暮らせる、活力ある「生涯活躍の地域づくり」を推進する。
- ・福祉・介護・医療・生活に関する複合的な課題に対応するため、庁内関係課や関係機関が横断的に連携し、包括的な相談・支援体制を構築する。あわせて、多世代が支え合う「地域共生社会」の実現に向けた環境づくりを進める。
- ・多様な交流と居場所の創出のため、子どもから高齢者、障がい者、外国人など、多様な人々が集い交流できる場を創出する。誰もが役割を持ち、生きがいを感じながら社会参加できる、包摂的な環境を整備する。
- ・「互助」による地域づくりの促進をするため、地域福祉の重要性に関する住民の理解と意識醸成を図り、住民同士が支え合う「互助」の精神に基づいた地域づくりを推進する。
- ・災害時における要支援者対策の強化のため、頻発・激甚化に備え、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難誘導が可能となるよう、自主防災組織や消防団、民生委員等との連携強化を図る。
- ・地域福祉の担い手育成とネットワーク強化のため、地域における「互助」の機能を維持・

拡大するため、新たな地域福祉の担い手の発掘・育成や、関係団体間のネットワーク強化について、町と地域が一体となって取り組む。

- ・自立した生活を支える基盤の整備と併せて、住み慣れた地域で健康で文化的な生活を継続できるよう、必要な医療・福祉サービスの充実はもとより、生活支援や就労支援などの包括的な取り組みを推進する。

ウ 障がい者福祉

- ・ライフステージに応じた支援の推進のため、障がい者（児）の個人の尊厳を保持し、自立した生活を支援するため、引き続き、障がいの種別やライフステージに応じたきめ細やかなサービスの提供を推進する。
- ・地域生活を支える環境の整備のため、障がい児への発達支援の強化をはじめ、移動手段の確保、地域ボランティアの育成など、障がい者（児）が地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組む。また、障がいへの理解を深める交流機会の拡充を図り、共生社会の実現をめざす。
- ・社会参加と就労の促進のため、誰もが生きがいや役割を持って社会参加できるよう、障がい者の雇用促進や就労継続支援の充実を図る。あわせて、就労や生活上の課題に対応するため、総合的な相談支援体制の強化に努める。

エ 高齢者福祉

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組む。特に、移動手段の確保をはじめとする在宅生活支援の充実を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備する。
- ・健康寿命の延伸と介護予防のため、高齢者が地域で健康にいきいきと生活できるよう、健康づくり活動への参加を促進し、健康寿命の延伸に取り組む。併せて、要介護状態の発生や悪化を防ぐため、介護予防（フレイル予防）および重症化予防対策の充実に努める。
- ・持続可能な介護サービスの提供のため、利用者一人ひとりの状態やニーズに合ったサービスが提供されるよう、ケアマネジャー等の資質向上や、居宅・施設サービスの適正利用を推進する。また、介護給付の適正化に取り組み、将来にわたり安心できる制度運営を図る。
- ・生きがいづくりと社会参加の促進のため、高齢者の豊富な知識や経験を活かし、観光、子育て支援、地域づくり等の担い手として活躍できる機会を創出する。また、多世代交流や生涯学習、スポーツ活動などの支援を通じて、「互助」「共助」の基盤づくりと高齢者の社会参加を促進する。

オ 社会保障

- ・国民健康保険制度については、保健事業や医療費適正化の取り組みを積極的に行い、財政の安定運営に努める。
- ・後期高齢者医療制度や国民年金制度については、制度への理解促進と適正な運用により、制度への信頼向上に努める。
- ・ひとり親家庭等への生活・自立支援のため、ひとり親家庭など支援を必要とする世帯に対し、経済的な支援制度の適正な運用を行うとともに、就労や生活全般に関する相談支

援体制を充実させ、安心して子育てができる環境を整備する。

- セーフティネットの強化と自立支援のため、生活保護制度については、制度の趣旨に関する正しい理解を促進し、適正な運用を図るとともに、被保護世帯の自立助長に向けた支援を行う。また、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の段階からの早期支援として、自立相談や住居確保給付金の活用など、包括的な支援体制の強化を図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
この地域で子育てがしたいと思う親の割合（%）	83.8	95.0

（3）事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 [保育所] [児童館]	保育施設改修（修道保育所） 施設の長寿命化に向けた整備を行う	町	
		保育施設改修（筒賀児童センター） 施設の長寿命化に向けた整備を行う	町	
	(2)認定こども園	認定こども園（とごうち、あさひ）施設改修 施設の長寿命化に向けた整備を行う	町	
	(3) 高齢者福祉施設 [その他]	生涯活躍のまち拠点整備事業（つつが） 地域内に「小さな拠点」を形成し、エリア内の高齢者の生活支援や住民主体の活動をサポートする仕組みを構築、運営する	町	
		地域介護・福祉空間整備等施設設備交付金事業 地域介護・福祉施設の消防施設の整備を行う	町	
		地域支援センター改修事業 地域支援センターの改修等	町	
		安芸太田町ユニバーサルリビングやまゆり寮改修事業 施設内照明設備のLED化を図る	町	
		親子相談支援センター運営事業 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援体制を構築する	町	
		児童センター運営事業 放課後及び長期休業中に児童に生活の場を提供することで児童の心身ともに健全な育成を図り保護者の就労と子育ての両立を図る	町	
		放課後子ども教室推進事業 放課後子ども教室の推進	町	

	[高齢者・障害者福祉]	安芸太田町地域包括ケアシステム推進事業 地域包括ケアシステムの深化・推進	町	
		緊急通報装置設置事業（あんしん電話） 緊急通報装置（あんしん電話）の設置促進	町	
		社会福祉協議会運営事業 町社会福祉協議会職員の人事費補助	町	
	[その他]	移送支援事業 移送支援事業（社協委託事業）	町	
		介護人材確保・育成支援事業 高齢者福祉施設の従事者を確保するため、資格取得、就労の支援を行う	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「6子育て環境、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」）	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

8 医療の確保

（1）現況と問題点

町民すべてが安心して暮らし、安心できる医療の充実に向け、様々な疾病に対応するために予防・早期発見から治療への対応が求められている。病院間の連携により患者の不安をなくし、住み慣れた地域で暮らすことができるきめ細かい支援に取り組む必要がある。

そのためには、情報通信技術を活用した遠隔診療システム（地域DX）の構築を加速度的に推進させるとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保と養成及び働き方改革への対応も求められている。

（2）その対策

- ・ 必要なときに必要な医療が提供できるよう、医療機器の充実、病床機能の確保、医療人材の確保や育成支援、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築等、様々な医療施策を着実に推進していく。
- ・ 高度急性期病院と連携をしながら、専門的な手術を終えた患者を町内で受け入れ、リハビリ等の実施を終えた患者が在宅に生活できるよう、具体的に協議し、包括的な医療体制を目指す。
- ・ 「治す医療」だけでなく「治し、生活を支える医療」を目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供されるような体制づくりを行う。
- ・ へき地での受診を可能にするため、オンライン診療の体制構築を目指す。
- ・ オンライン診療用の移動診療車両を整備することで、地域DXの推進を図る。
- ・ 医療従事者の確保と働き方改革に対応するため住環境の整備を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
健康寿命（歳）	男性：77.82 女性：84.23	男性：79.0 女性：85.0

（3）事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 [病院]	医療機器の整備 医療機器の整備、更新を計画的に行う	町	
		患者・受診者の利用しやすい院内環境整備 院内の適切な維持管理を行うとともに、経年劣化に伴う施設の改修を行い利用者の安全・安心を確保する	町	
		医療従事者の住環境整備 医療従事者用の寮の整備を行う	町	
		遠隔（オンライン）診療車両の整備 遠隔（オンライン）診療を可能とする車両を整備し、特に病院から遠隔地に住む高齢者等を対象に診療機会を確保する。	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 [自治体病院]	病院事業会計補助金 町立病院の安定的な運営に寄与するため、病院事業の運営に要する経費に対し補助金を交付する（安芸太田病院、安芸太田戸河内診療所）	町	
		広島県地域保健医療推進機構からの医師派遣 機構への負担金、医師派遣・広島県医師派遣。医師不足の解消	町	
		福祉医療教育支援奨学基金管理事業 医師・看護師を中心とした医療技術者確保のための医療奨学金制度	町	
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「7 医療の確保」）	町	
	[基金積立]			

（4）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

安芸太田町教育委員会では、町長の示す「教育大綱」の策定を受け、現「もみじプラン」に代わる新たな「教育に関する基本計画」を定めるため、教育委員会会議において令和7年度から令和11年度末までを計画期間とする「安芸太田町教育振興基本計画」を策定した。

当該基本計画では、就学前保育・教育から高等学校教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れ、コンセプトとして「発展可能な町の創り手の育成」及び「本町社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本の方針と17の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しており、学校・園・所、社会教育機関、町長部局と連携して、今後の教育政策を着実に推進する。

しかし、少子化の中で児童・生徒数の急速な減少や教育を取り巻く環境は大きく変化しており、特に過小規模校の解決や将来的な展望のある教育環境の整備を目的に「安芸太田町学校適正配置基本方針」を策定し、学校統合へ向けた取り組みを行っている。

また、町内唯一の後期中等教育機関である県立加計高等学校については、県教育委員会が平成26年に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」では、町と連携した活性化策を実施することで、高校の魅力を向上させ生徒数を確保することが求められている。

高校の存続は町の定住人口確保に不可欠であることから、加計高等学校の魅力向上に向けた取り組みを実施するとともに、高校と地域社会のつながりを強化していくことで、次世代を育む人材づくりを進めていくことが必要となっている。

一人ひとりの人権が尊重され、生涯を通じて、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりや地域全体で支えていく青少年の健全育成を図るために、生涯学習の推進が必要である。

また、グローバル化の中で、郷土の理解はもとより、海外の異文化、習慣などへの理解を深める機会を拡充することで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成が求められている。

(2) その対策

ア 就学前教育の充実

- ・ 「森のようちえん」構想等、地域の自然資源を子育て、教育分野に活用する。
- ・ 認定こども園等の環境整備を行うとともに、質の高い保育サービス・就学前教育を提供し、いきいきとした子どもの成長を促進する。
- ・ 定住、子育て支援施策の充実のため、老朽化した町内保育所の整備を実施する。
- ・ 就学前教育の子育てを総合的にサポートする相談体制を整備するとともに、認定こども園等の子育て施設の受け入れ体制を整備する。
- ・ 保育士の人材確保を行う。

イ 学校教育の充実

- ・ 子どもたちの学力向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、教職員の資質・指導力の向上や人権・道徳教育の充実、体験活動の推進等を図る。
- ・ 就学前教育から高校までの連携した教育により郷土に誇りを持ち、地域を担う人材育成を図る。

- ・ 国の目指す1人1台端末整備、高速大容量の通信ネットワーク整備及びクラウドの活用を継続し、子どもたちの個別最適化された学びの実現に向けた取り組みを進めるとともに、ICT化の加速に伴うボーダレス時代に向け、コミュニケーション能力が発揮できるよう英語教育や異文化に触れ国際的な理解が深まる学びを推進する。
- ・ 加計高等学校については、引き続き「学校の魅力化」支援を行うことで、地元進学率の向上と全国募集による生徒数を確保する。

ウ 生涯学習の充実

- ・ 公民館、カルチャー教室の継続により、生きがいの創出、趣味を通して地域の活性化に寄与する。
- ・ 地域のリーダー的な存在になり得るような指導者育成型の教室を企画・開講する。
- ・ 社会的にはスマートフォンでの施設予約やキャッシュレス決済等、情報通信機器を利用した相互のやり取りが主流となりつつあるため、カルチャー教室等を活用して、情報リテラシー（情報を引き出し、活用する能力）を養成できる機会の創出を図る。
- ・ 安芸太田町における競技スポーツ、健康増進スポーツの推進を図り、いつまでも健康で自立して過ごせる体力をつけることを支援する。
- ・ 生涯現役で元気に過ごすため、心と体の健康づくりと生きがいづくりを支援する。
- ・ 活動の拠点になる地域の集会所を整備する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
ひろしま自然保育認証取得数（人）	0	4（全園所）

（3）事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 [校舎]	小学校施設維持管理 児童の安全・安心を確保するために適切な施設の維持管理と各個別施設計画に基づいて改修や長寿命化等を行う	町	
		小学校施設の照明LED化事業 施設の照明をLED化する	町	
		中学校施設維持管理 生徒の安全・安心を確保するために適切な施設の維持管理と各個別施設計画に基づいて改修や長寿命化等を行う	町	
		中学校施設の照明LED化事業 施設の照明をLED化する	町	
	[給食施設]	共同調理場改修事業 町内の小中学校の共同調理場の改修事業	町	
		川・森・文化・交流センター改修事業 川・森・文化・交流センターの改修等	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 [集会施設]	安芸太田町人材育成・交流拠点施設整備事業 加計地区に世代を超えた人材交流の拠点施設を整備する	町	再掲

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 [義務教育]	小学校特色ある学校づくり補助金 各小学校での特色ある取り組を支援	町	
		中学校特色ある学校づくり補助金 各中学校での特色ある取り組を支援	町	
		A L T活用事業 外国語指導助手の活用	町	
		学校 I C T整備事業 町内小中学校の I C T環境整備	町	
		小学校スクールバス通学 町内小学校への通学に係るスクールバスの運行事業	町	
	[高等学校]	中学校スクールバス通学 町内中学校への通学に係るスクールバスの運行事業	町	
	[生涯学習・スポーツ]	加計高校を育てる会を中心とした支援 町内唯一の高等学校である県立加計高校の生徒確保のため、魅力と特色のある学校づくりを目指し、「加計高校を育てる会」を通じた学校に対する総合的な支援事業を行う	町	
		公民館講座・カルチャー教室 生きがいの創出、趣味を通じて地域の活性化に寄与する	町	
	[基金積立]	集会所施設整備管理事業 各自治振興会で集会所の新築、修繕をする際に 1/2 補助を行う	町	
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成 (※持続的発展施策区分「8 教育の振興」)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、急峻な山々によって分散しており、役場本庁や支所等が所在する中心市街地から車で20～30分かかる集落もある。また、山間部の谷間に位置する集落も多く、こうした地域では人口減少と高齢化が深刻化し、集落組織の弱体化と機能低下により、共同体としての集落の維持が困難になりつつある。このため、災害や急病等の緊急時に対応できるよう集落間道路の整備・改良が急務である。さらに、中心市街地にある病院や公共施設へ行くにも公共交通機関を利用しにくい地域もあり、これらの利便性の確保に向けた交通網を整備する必要がある。

また、一方でわざわざ時間をかけて中心市街地まで出向く必要のないよう、各地域に拠点的機能を備えた基幹集落の整備が課題となっている。

辺地地域での生活が困難となった高齢者が、子どもが住む都市部に転出している現状を考えると、こうした基幹集落にその機能を持たせることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みを構築する必要がある。

そのためには、基幹集落を中心とした複数集落による一つの圏域を形成し、圏域全体の機能維持を図り、過疎地域における持続可能な暮らしを維持することが必要である。

また、本町には、2か所の高速道路ICがあるという恵まれた立地条件を活かし、広島市及び周辺中核都市部へ通勤可能なエリアと位置付け、集落の担い手となる現役世代の移住を促進する。

(2) その対策

- ・ 地域の自立的な運営を支える新たなコミュニティのあり方を検討するとともに、多参画による地域づくりを進めるため、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティづくりを進める。
- ・ 地域づくりに住民の声をこれまで以上に反映するため、意見交換機会の拡充やICT活用による身近な住民参画手法の構築を図る。
- ・ 地域づくりに外部人材の有用性が高まっている中、町の魅力や特性を踏まえた本町のイメージ向上を図り、町外の人材とつながる仕掛けや仕組みづくりが必要になってる。
- ・ 地域内外に町の魅力についての情報発信を進めるため、住民や各種団体等との連携により町の宣伝活動（タウンプロモーション）を進める。
- ・ 町と関係人口となる町内外の人材にとって、共通の「ふるさと意識」を醸成し、「訪れたい」「住みたい」と思われるまちづくりを進める。
- ・ 外部人材のネットワークを構築し、住民とともにまちづくりに参画、交流できる仕組みづくりを進める。
- ・ 地域おこし協力隊制度やローカルベンチャー企業等の誘致による外部からの人材や企業を積極的に登用し、地域課題解決に取り組む。
- ・ 集落支援員を各地域に配置し、きめ細かな集落支援を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
小規模集落（50人未満）の世帯数	309世帯	280世帯以上

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	集落拠点施設整備事業 過疎集落において、地域住民の集会や共同作業、地域文化の振興等を行う施設を整備する	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 [集落整備]	人権相談・啓発事業 住民等への人権啓発事業の実施、人権啓発や擁護等に取り組む協議会や団体への負担金・補助金の交付	町	
		地域自治振興交付金事業 自治振興会に対し人口や世帯数等で算出した交付金を交付する	町	
		防犯灯施設整備事業 安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する	町	
		地域づくり事業 地域活動を推進する組織に対して補助金を交付する	町	
		地域支援事業(地域おこし協力隊) 外部人材を活用した地域づくりの実施	町	
		地域支援事業(集落支援員派遣事業) 集落支援員を中心に地域支援を実施	町	
		持続可能な生活支援事業 小規模化や高齢化が進む集落において、買物や医療など日常生活に不可欠なサービスを提供する仕組みを整備する	町	
		地域活動担い手育成事業 地域活動の担い手となる人材育成に取り組む	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「9集落の整備」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、西中国山地や太田川など豊かな自然に恵まれ、神楽や田楽など個性ある歴史文化を有している。これらの豊かな自然環境や地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和のとれたまちづくりを進めていくことが求められている。

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、住民の地域への誇りを醸成するもので、伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用の促進を図るとともに、郷土学習の充実に努める必要がある。

また、住民の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化の振興を図る必要がある。

一方、地域の高齢化が進む中で、継承や伝承が危惧される技術や文化が多く存在しており、これらの技術伝承等の取り組みが重要課題となっている。

(2) その対策

- ・ 「いつでも・どこでも・誰でも」読書に親しめるように、読書活動の推進や図書の充実を図る。
- ・ 伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用を図る。
- ・ 郷土学習や住民の文化活動の支援を行うとともに、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化の振興を図る。
- ・ 歴史文化の継承、保存事業として、広島県名勝「吉水園」等の維持修繕、自動火災報知機や解説看板の設置等を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R6）	目標値（R12）
図書館貸出冊数（冊）	37,728	41,000

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護管理事業 文化財の保存、伝承及び活用等	町	
	〔地域文化振興〕	図書館運営事業 図書館の蔵書充実と利用促進を図る	町	
	〔基金積立〕	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（環境省）を活用し、太陽光発電の設備を安芸太田病院等の公共施設の一部に整備している。また、平成 30 年度には、「安芸太田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）《第 1 次計画》」を策定し、令和 3（2021）年度時点において、温室効果ガスの総排出量は「4,130.9 t-CO₂」、基準年度の総排出量から「2,693.4 t-CO₂」の温室効果ガスを削減しており、その削減率は「-39.5%」となった。この実績から、目標の達成は確実となった。目標達成の要因として、「低炭素化優先施設における照明の LED 化」、「公共施設の統廃合」、「職員による省エネ行動」などが挙げられ、これらの取組を実施した結果、上記の実績を上げることができた。

加えて、令和 6 年 3 月に策定した第 2 次計画においては、これらの取組を継続し、引き続き温室効果ガスの削減を行うこととしている。また、必要に応じて計画を見直し、新規事業の検討等を行い、更なる温室効果ガスの削減に取り組む。

また、ペレットストーブ等購入促進制度を平成 24 年度に創設し、家庭、事業所における再生可能エネルギーの利用を促進している。

本町の地勢や環境、資源を活用した再生可能エネルギーの導入について、自然環境の保全とのバランスを勘案し、検討する必要がある。

(2) その対策

- ・ 温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めるため、間伐の促進等良好な森林整備、木質バイオマス等の本町の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ・ 町行政の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
- ・ 一般廃棄物の適正な処理を含め衛生的な生活環境と豊かな自然環境を保つ地域社会の実現を目指す。

(3) 事業計画（令和 8 年度から 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマス活用施設整備事業 木質バイオマス発電整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [その他]	環境衛生管理事業(地球温暖化対策) 環境基本計画改定 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定 再生可能エネルギー導入計画策定	町	
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「11 再生可能エネルギーの利用促進」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

住民アンケートにおいて、「本町の魅力・誇りに思うこと」として「自然環境」・「景観」と回答された町民が半数以上を占める等、恵まれた自然環境は、将来にわたって守らなければいけない重要な地域資源といえる。

豊かな自然環境、地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、各種の公共空間整備において、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和のとれたまちづくりを進めていくことが求められている。

(2) その対策

- ・ 豊かな自然環境を良好な状態に保全していくため、生活排水、トイレの水洗化を促進すると同時に、地域や住民団体、さらには地域を越えて本町の自然環境を守る活動に参加する多様な層との協働により、クリーン太田川活動、河川アダプト活動等に取り組む。
- ・ 貴重な自然環境と生態系を未来に継承するため、生物及び生態系の調査、生物多様性地域戦略の策定検討、自然環境を守る人材育成と仕組みづくりを進める。
- ・ 環境教育の充実を図り、エコツーリズム推進法の認定を目指し、地域循環共生圏を軸とする各施策との連携をより一層図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R8）	目標値（R12）
水質レベルの上昇率	A	AA

(3) 事業計画（令和8年度から12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	河岸漂着物等地域対策推進事業	住民への環境意識の高揚を図るため啓発、学習活動を開催し、河川の葦などの除去や清掃活動を通じて、海ゴミの削減に取り組む	町	
	過疎地域持続的発展事業 基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	情報発信・PR・定住フェア 定住フェアへの参加や町主催のイベントの実施	町	情報発信により将来的な定住人口の増加を促進するものであるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		暮らし移住アドバイザー設置事業 定住に関する情報発信や移住後のサポートを行う	町	定住人口の増加を促進するものであるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		定住促進事業（定住促進住宅奨励補助金） 新築住宅を建設又は購入する者に、固定資産税の2分の1以内の額を補助	町	本町の定住促進に寄与する内容であるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		定住促進事業 (通勤者助成事業補助金) 町外へ通勤する在住者に、距離に応じて通勤費を助成	町	同上
		定住促進事業 (高校生等通学助成) 町内在住の高校生に、通学手段等に応じて通学助成	町	同上
		定住促進事業(定住応援補助金) 移住者及び子育て世帯に対し、新築、中古購入、住宅改修、家財整理等に応じて費用を助成	町	同上
		空き家バンク登録促進事業 不動産業者の査定を受け空き家バンクに登録した物件に対し費用を助成	町	同上
		空き家バンク家財等処分事業 空き家バンクに登録する物件に対し、家財整理等の費用を助成	町	同上
		特定地域づくり事業協同組合制度活用事業 特定地域づくり事業協同組合制度の活用を推進する	町	町内に安定した職場を用意することで移住定住を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		安芸太田町人材育成・交流拠点施設運営事業 安芸太田町人材育成・交流拠点施設の運営事業を行う	町	安芸太田町人材育成・交流拠点施設の適切な運営事業を行うことで、町に誇りを持ち、地域の将来を担う人材を育成するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
[基金積立]		デジタルマーケティング事業 ターゲット層の興味や関心に応じた戦略的な移住促進を図る	町	戦略的に人口増加を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		プランディング事業 認知度向上と魅力づくりの機会を創出し、関係人口の拡大を図る	町	町の認知度と魅力向上を図り、人口増加を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
[基金積立]		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」）	町	「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 〔第1次産業〕	祇園坊柿生産支援事業 祇園坊柿の生産販売支援を行う	町	本町の特産品である祇園坊柿の生産販売を支援することで、農家の経営安定と観光消費額の増額を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		祇園坊柿有害鳥獣対策事業 町の特産品である祇園坊柿を鳥獣害から保護するために電柵設置に対する補助を行う	町	本町の特産品である祇園坊柿の安定的な生産を支援することで、農家の経営安定と観光消費額の増額を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		営農団体育成補助金 認定農業者の機械更新の際に一定の支援を行う	町	農業生産性の維持向上に向けた支援を行うことで、農業生産基盤の整備により農業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		営農用施設機械器具整備事業 ビニールハウスの新設、張替の際に一定の支援を行う	町	同上
		ひろしま活力農業経営者育成事業 広島市と連携して行う新規就農者育成のための研修	町	新規就農者を育成と、町内への定住促進を併せて実施するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		農業振興人材育成 町内の農業振興を図るために、専門知識を有する人材を育成する	町	農業に対する専門知識を有する人材を育成するために実施するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		農業担い手育成支援事業 農業担い手育成支援事業	町	同上
		流域森林整備事業 新植、下刈、枝打ち、除伐、間伐などの造林事業費の1割追加補助事業	町	農業や林業生産性の維持向上に向けた支援を行うことで、農林業生産基盤の整備により農林業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		林業担い手育成事業 減少する林業担い手の育成	町	同上
		林業普及員設置事業 林業に関する専門員の配置	町	同上
		森林経営マッチング事業 手入れ放棄された森林を、意欲のある経営体等への管理委託を推進する	町	同上
		環境貢献林整備事業 ひろしまの森づくり事業、人工林の間伐整備	町	公益的機能を十分に發揮し得る健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		安芸太田町森づくり事業 里山林の（広葉樹）整備や林業体験の実施等	町	林業生産性の維持向上と林業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		森林経営管理事業 森林環境譲与税を活用した事業（森林整備等）	町	同上
		小規模林業支援事業 自伐型林業の育成のための基礎講習等の実施	町	同上

		木質バイオマス熱利用普及促進事業 ペレットストーブ、薪ストーブ設置補助	町	同上
		町有林整備事業 町有林の整備事業	町	公益的機能を十分に発揮し得る健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		水産業振興事業 町内の漁協の生産活動支援	町	水産業生産性の維持向上に向けた支援を行うことで、水産業生産基盤の整備により水産業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		畜産振興事業 家畜共済事業補助	町	畜産生産性の維持向上に向けた支援を行うことで、畜産業生産基盤の整備により畜産業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
[商工業・6 次産業]		経営改善普及事業補助金 町商工会の経営活動に対する支援事業を行う	町	商工会の行う経営改善普及事業を支援することで、町内の商工事業者の安定経営に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商工者事業資金利子補給事業 安芸太田町商工会小規模事業者へ事業資金の利子補給を行う	町	町内の小規模事業者の利子補給を行うことで、町内事業者の安定経営に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		プレミアム商品券発行事業 10%のプレミアムを付けた地域商品券を発行販売する	町	商品券販売により町内消費を喚起し、町内事業者の事業継続に貢献するものであり、事業効果は将来に持続的に及びものである。
		地域通貨プレミアムポイントキャンペーン事業 プレミアムポイントを期間限定で付与する	町	地域通貨により町内消費を喚起し、町内事業者の事業継続に貢献するものであり、事業効果は将来に持続的に及びものである。
		伴走型小規模事業者支援推進事業補助金 創業希望者の事業計画策定支援と景況調査の実施に関する費用を補助する	町	創業事業者の事業計画策定等を支援することで、町内での創業を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商店街活性化事業補助金 商店街路灯や看板の整備、共通クーポン券の発行、空き店舗活用などの事業を補助する	町	商店街の環境整備は、町内の事業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		道の駅再整備事業 道の駅再整備に係る各種計画の作成業務等を行う	町	道の駅の環境整備は、町内の事業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		サテライトオフィス整備事業 働き方改革やB C Pに取り組む企業とのマッチングにより誘致した事業者への整備支援	町	働き方改革やB C Pに取り組む企業とのマッチングにより誘致した事業者への整備を支援することにより、産業振興及び地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	外部人材活用支援事業 専門的な技術・技能等を有する外部人材の活用に取組むための支援	町	専門家や有識者の支援は産業振興及び地域の活性化に繋がる知見を得られ、それら事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	固定資産税相当助成、施設整備、新規雇用奨励金（企業誘致促進条例関係） 企業誘致の促進、町内雇用促進（支援策：固定資産に関する奨励金、新規雇用者に関する奨励金、設備取得に関する奨励金、土地取得に関する奨励金）	町	企業誘致及び町内雇用促進を奨励金で支援することは、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
[観光]	三段峡・太田川エコツーリズム推進事業 自然資源を有効に活用した安芸太田町版エコツーリズムを推進する	町	自然資源を活用したエコツーリズムとして実施することで、本町の知名度の向上を図り、交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	インバウンドプロモーション事業 訪日外国人観光客を獲得するため、戦略的なプロモーション活動を行う	町	訪日外国人観光客を獲得するための戦略的なプロモーションを行うことで交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	インバウンドスキー誘客事業 恐羅漢スノーパークへ外国人観光客の誘客促進を図る	町	訪日外国人観光客を獲得するため本町の自然資源を活用することで交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	雪山誘客促進事業 冬季の観光客を誘致するために広島県北部地域で広域的に取り組む事業	町	冬季観光のプロモーションを行うことで、スキーヤー等の交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図ることができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	観光客移動支援等事業 課題である二次交通に対し、交通事業者支援等を行うことで観光客の満足度を向上させる	町	観光地への二次交通の充実を図ることで、交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	イベント等補助金 各種イベントによる観光宣伝事業を行うことで、地域の魅力を発信・周知し県内外からの入込客の増加と地域活性化に努める	町	観光振興に関する各種イベント事業を支援することで、多様な交流の促進による観光振興と活力ある地域づくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	神楽振興事業 本町神楽の伝統継承及び発展のため、町内神楽団が継続的に活動できる環境づくりを目的に支援を行う	町	町伝統文化を支援することで、多様な交流の促進による観光振興と活力ある地域づくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
[その他]	がんばるビジネス応援補助金 商工会と連携し、町内での創業や事業継承を希望する個人又は事業者への支援を行う	町	創業、事業継承などを希望する事業者を支援することで、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって町勢の伸展と町民生活の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	[基金積立]	地域商社事業補助 町内事業者との連携を図り、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む	町	一般社団法人地域商社あきおおたの事業支援を行うことで、町内事業者との連携を図り、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む。この事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等直接支払交付金事業	町	農地の荒廃及び耕作放棄地の防止をすることで、この事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		多面的機能支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業	町	同上
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「2産業の振興」）	町	「産業の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [デジタル技術活用]	地域活性化起業人（デジタル専門人材） ＩＣＴを活用し住民生活の利便性向上と行政事務の効率化を図るための助言を受ける	町	ＩＣＴを活用することにより、住民生活の利便性向上と行政事務の効率化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		ＤＸ共通基盤の活用事業 ＤＸ共通基盤を利用し、公共交通、防災・危機管理、教育ＩＣＴ、産業、観光、医療等、さまざまな政策分野において連動したデータの活用を行う	町	同上
	[その他]	ドローンを活用した行政サービス向上プロジェクト ドローンを活用した、空撮データの地籍システムや農地システムへの組込み、有害鳥獣対策への活用、防災や物資輸送など様々な分野でドローンの活用を行う	町	ドローン技術の活用は、高齢化の進む地域での農業、防災等の課題解決に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		出張所管理事業 安野出張所の移転に伴う情報通信回線の移設経費	町	地域に行政情報、防災情報、まちづくり情報等を迅速に提供することにより、安全・安心な生活とまちづくりを活性化し、町民満足度の向上及び定住促進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 [公共交通]	バス路線運行事業 一般旅客自動車運送事業の許可を受けた路線バスの運行支援	町	町民の日常生活を支える交通手段として、バス路線、デマンド型、タクシー等の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		バス路線(町内バス)運行事業 廃止代替バス(町内バス)の運行支援	町	同上
		デマンド運行事業 デマンド型乗合タクシー運行事業の支援	町	同上

		公共交通再編分析業務 公共交通の効率的で持続可能な体制を検討する	町	町民の日常生活を支える交通手段を効率的、安定的に確保し、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		日本版ライドシェア運行支援事業 町内で運行するライドシェアの利用促進支援	町	同上
		定額介護タクシー運行支援事業 町内で運行する定額介護タクシーの利用促進支援	町	同上
		自動運転を活用した移動手段の検討 自動運転を活用した移動手段導入を検討する	町	同上
	[その他]	道路台帳の整備・公開 デジタル道路台帳を整備し、公開する	町	デジタル道路台帳を整備し、公開することは、持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「4交通施設の整備、交通手段の確保」）	町	「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 [生活]	生活用水取水施設整備事業 水道未普及地域における取水施設整備に対する補助を行い、当該地域に安定した生活用水を供給する。（水道未普及地域の住民、水道組合への補助）	町	生活用水取水施設の適切な整備を行うことで、町内の地域どこでも安全・安心な水道水を提供し、町民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
	[環境]	ごみ処理管理事業 固形状一般廃棄物の適正な処理及び資源化・減量化を図ることで循環型社会構築に寄与する	町	町内のごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための施設整備を実施することにより、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。
		し尿処理管理事業 液状一般廃棄物の収集及び適正な処理を行うことで、衛生的な生活環境を保全する	町	同上
		清掃総務管理事業（不法投棄防止啓発看板設置） 不法投棄防止啓発看板の設置事業	町	町内の不法投棄の防止等を啓発することにより、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。
		清掃総務管理事業（ごみの出し方ポスター・ガイドブック作成） ごみの出し方ポスター・ガイドブックの作成事業	町	同上
		公共施設等解体事業 不要となった公共施設を、安全性・景観上の観点から解体する	町	不要となった公共施設の解体等を行うことにより、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。
		浄化槽維持管理費補助事業（法定検査補助） 公共下水との格差是正を目的に検査費用を補助する	町	浄化槽の検査費用を補助することで、町内の地域どこでも安全・安心な水道水の提供を図るものである。

	[防災・防犯]	浄化槽維持管理費補助事業（清掃補助） 公共下水との格差是正を目的に清掃費用を補助する	町	浄化槽の清掃費用を補助することで、町内の地域どこでも安全・安心な水道水の提供を図るものである。
	[その他]	防災備蓄物品整備事業 非常に備え、非常食等備蓄品の補充・更新を行う	町	非常時に備え防災備蓄品の非常食の補充・更新を行うことにより、安全かつ安心な住環境づくりの推進に資するものである。
		防災・減災・備蓄事業 防災マップの更新等、防災情報発信の充実	町	防災マップの更新等、防災情報発信の充実を行うことにより、安全かつ安心な住環境づくりの推進に資するものである。
		地域未来活力づくり事業 住宅改修助成金。自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事に対する助成金（工事費の10%、最大10万円）	町	住宅改修を支援することで快適な住環境を確保することで、将来にわたって町民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		老朽空き家解体補助 空き家等の解体費用の一部を助成し、倒壊等による事故を防止する	町	老朽化した空き家等が倒壊により周辺に危険が及び恐れのある民間住宅の除去費用を支援することにより、将来にわたって町民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
	[基金積立]	給油所確保事業 インフラの維持に必要不可欠な給油所の設備の改修等	燃料・灯油を扱う給油所	インフラの維持に必要不可欠な給油所の設備の改修および維持等の費用を支援することにより、将来にわたって町民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		排水処理施設更新計画策定 下水道事業を継続するために必要な排水処理施設の更新計画等を策定する	町	インフラの維持に必要不可欠な排水処理施設を更新するための計画策定であり、将来にわたって町民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「5生活環境の整備」）	町	「生活環境の整備」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 [児童福祉]	親子相談支援センター運営事業 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援体制を構築する	町	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援体制を整えることで、本町で子育てをしようと思うどもの健全育成を図り、将来にわたって子育てしやすい環境づくりを推進するものである。
		児童センター運営事業 放課後及び長期休業中に児童に生活の場を提供することで児童の心身ともに健全な育成を図り保護者の就労と子育ての両立を図る	町	放課後及び長期休業中に児童に生活の場を提供することで児童の心身ともに健全な育成を図り保護者の就労と子育ての両立を図るものであり、将来にわたって子育てしやすい環境づくりを推進するものである。
		放課後子ども教室推進事業 放課後子ども教室の推進	町	同上

	[高齢者・障害者福祉]	安芸太田町地域包括ケアシステム推進事業 安芸太田町型の地域包括ケアシステムの構築	町	「保健」「医療」「福祉」の連係により全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を図り、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	[その他]	緊急通報装置設置事業（あんしん電話） 緊急通報装置（あんしん電話）の設置促進	町	緊急通信装置の整備促進を図ることで、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	[基金積立]	社会福祉協議会運営事業 町社会福祉協議会職員の人事費補助	町	社会福祉協議会の活動を充実させることで町民の福祉向上を図り、満足度の向上に寄与することで、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	[基金積立]	移送支援事業 移送支援事業（社協委託事業）	町	外出支援サービスを提供することにより、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上に資するものであり。事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	[基金積立]	介護人材確保・育成支援事業 高齢者福祉施設の従事者を確保するため、資格取得、就労の支援を行う	町	介護人材不足が深刻な状況となる中で、介護サービスの基盤となる介護人材の確保及び定着を推進することで、将来にわたって高齢者が安心して暮らすことのできる環境を整えるものである。
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 [自治体病院]	病院事業会計補助金 町立病院の安定的な運営に寄与するため、病院事業の運営に要する経費に対し補助金を交付する。（安芸太田病院、安芸太田戸河内診療所）	町	医療機関の安定的な運営は、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		広島県地域保健医療推進機構からの医師派遣 機構への負担金、医師派遣・広島県医師派遣。医師不足の解消	町	医師派遣を受け充実した医療サービスを提供することで、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		福祉医療教育支援奨学基金管理事業 医師・看護師を中心とした医療技術者確保のための医療奨学金制度	町	医療・介護サービスの基盤となる人材の育成、確保及び定着を推進することで、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境を整えるものである。
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「7 医療の確保」）	町	「医療の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

8. 教育の振興	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 [義務教育]</p> <p>小学校特色ある学校づくり補助金 各小学校での特色ある取組を支援</p> <p>中学校特色ある学校づくり補助金 各中学校での特色ある取組を支援</p> <p>ＡＬＴ活用事業 外国語指導助手の活用</p> <p>学校ＩＣＴ整備事業 町内小中学校のＩＣＴ環境整備</p> <p>小学校スクールバス通学 町内小学校への通学に係るスクールバスの運行事業</p> <p>中学校スクールバス通学 町内中学校への通学に係るスクールバスの運行事業</p> <p>加計高校を育てる会を中心とした支援 町内唯一の高等学校である県立加計高校の生徒確保のため、魅力と特色のある学校づくりをめざし、「加計高校を育てる会」を通じた学校に対する総合的な支援事業を行う</p> <p>公民館講座・カルチャー教室 生きがいの創出、趣味を通じて地域の活性化に寄与する</p> <p>集会所施設整備管理事業 各自治振興会で集会所の新築、修繕をする際に1/2補助を行う</p> <p>過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「8教育の振興」）</p>	<p>町</p>	<p>学校が主体的に取り組む各種事業を支援することにより、児童生徒の学力向上と豊かな心の育成、教職員の資質向上、特色ある学校づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>同上</p> <p>児童生徒が外国人講師による活きた英語指導を受けることで異文化を率直に理解する想像力を培い、豊かな感性を育むことができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>児童生徒のＩＣＴ環境を整備することで、質の高い教育を受けることで人材育成に寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>地域の需要に応じたスクールバスを運行することで、児童・生徒の福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>同上</p> <p>学校が主体的に取り組む各種事業を支援することにより、生徒の学力向上と豊かな心の育成、郷土愛の醸成、特色ある学校づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>生きがいの創出と趣味を通じて地域の活性化に寄与するものであり、コミュニティ活動の促進に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>地域活動拠点整備を支援するものであり、コミュニティ活動の促進し、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p> <p>「教育の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。</p>	
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [集落整備]	人権相談・啓発事業 住民等への人権啓発事業の実施、人権啓発や擁護等に取り組む協議会や団体への負担金・補助金の交付	町	誰もが自分らしく生きることでできる社会の構築につながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

		地域自治振興交付金事業 自治振興会に対し人口や世帯数等で算出した交付金を交付する	町	地域コミュニティの基盤である自治振興会の活動を支援することで、地域の課題解決ができる自治の体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		防犯灯施設整備事業 安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する	町	地域の安全・安心な自主活動を行うために必要な防犯灯の整備を支援するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域づくり事業 地域活動を推進する組織に対して補助金を交付する	町	個性のある地域活動を推進する組織を支援することにより、町民参加の地域づくりを推進し、参画と協働による自主創造のまちづくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域支援事業(地域おこし協力隊) 外部人材を活用した地域づくりの実施	町	地域支援員(地域おこし協力隊)を設置することにより、町外の人材とつながる仕掛けや仕組みづくりを促進し、人口減少と高齢化の進む地域の維持及び活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域支援事業(集落支援員派遣事業) 集落支援員を中心に地域支援を実施	町	地域支援員(集落支援員)を設置することにより、町民と行政が一体となって地域の自主的な取組を推進し、人口減少と高齢化の進む地域の維持及び活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		持続可能な生活支援事業 小規模化や高齢化が進む集落において、買物や医療など日常生活に不可欠なサービスを提供する仕組みを整備する	町	地域の生活基盤である買物や医療などを支援することで、地域の課題解決ができる自治の体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域活動担い手育成事業 地域活動の担い手となる人材育成に取り組む	町	地域活動の担い手となる人材育成をすることで、地域の課題解決ができる自治の体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「9集落の整備」）	町	「集落の整備」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [地域文化振興]	文化財保護管理事業 文化財の保存、伝承及び活用等	町	地域の文化財の保存、伝承及び活用を図ることで、町民の郷土愛を育み、地域を担う人材を育成することに寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		図書館運営事業 図書館の蔵書充実と利用促進を図る	町	蔵書の充実を行うとともに、県内図書館との連携等により必要な資料や情報の収集・提供に努めることは、時代の変化に伴う高度化・多様化する町民の学習ニーズに対応するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」）	町	「地位文化の振興等」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [その他]	環境衛生管理事業(地球温暖化対策) 環境基本計画改定 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)改定 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)策定 再生可能エネルギー導入計画策定	町	環境に対する計画を策定することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	[基金積立]	過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「11 再生可能エネルギーの利用促進」）	町	「再生可能エネルギーの利用促進」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12. その他地域の持続的発展に関する必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	河岸漂着物等地域対策推進事業 住民への環境意識の高揚を図るため啓発、学習活動を開催し、河川の葦などの除去や清掃活動を通じて、海ゴミの削減に取り組む	町	住民への環境意識の高揚を図るために啓発、学習活動を開催し、河川の葦などの除去や清掃活動を通じて、町民の環境保全と郷土愛を育むことに寄与するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金管理事業 基金造成（※持続的発展施策区分「12. その他地域の持続的発展に関する必要な事項」）	町	「その他地域の持続的発展に関する必要な事項」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり事業効果は将来に持続的に及ぶものである。